

令和 7年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月3日(月)～13日(木) 11日間)

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	3	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	3	4	火	本 会 議	午前10時	・一般質問
第3日	3	5	水	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第4日	3	6	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	3	7	金	休 会		中学校卒業式
第6日	3	8	土	休 会		閉 庁
第7日	3	9	日	休 会		閉 庁
第8日	3	10	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	11	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	12	水	予 備 日		・議案等整理
第11日	3	13	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和7年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和7年3月3日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第3号 副町長の選任について

第6, 議案第4号 篠栗町監査委員の選任について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
1	専決処分の承認を求めることについて(専決第16号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕	予算 特別委員会
2	専決処分の承認を求めることについて(専決第17号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について〕	予算 特別委員会
5	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	総務建設 常任委員会
6	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	財産の取得について	文教厚生 常任委員会
8	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
9	町道の認定について	総務建設 常任委員会
10	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
11	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
12	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
13	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第12号)について	予算 特別委員会
14	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につい て	予算 特別委員会
15	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)につ いて	予算 特別委員会
16	令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
17	令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
18	令和7年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
19	令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
20	令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について	予算 特別委員会
21	令和7年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
22	令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
23	財産の処分について	予算 特別委員会

令和7年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和7年3月4日(火) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	2番	浦野 雅幸	議員
2.	1番	崎山 佐穂	議員
3.	4番	門馬 良	議員
4.	3番	吉本 文枝	議員
5.	6番	横山 和輝	議員
6.	5番	太郎良 瞳	議員

令和7年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和7年3月13日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第16号)
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕
- 第2, 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第17号)
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について〕
- 第3, 議案第5号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第6号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第7号 財産の取得について
- 第6, 議案第8号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第7, 議案第9号 町道の認定について
- 第8, 議案第10号 町道の路線変更について
- 第9, 議案第11号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第10, 議案第12号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第11, 議案第13号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第12号)について
- 第12, 議案第14号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第13, 議案第15号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第14, 議案第16号 令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第15, 議案第17号 令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第16, 議案第18号 令和7年度篠栗町一般会計予算について
- 第17, 議案第19号 令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第18, 議案第20号 令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について
- 第19, 議案第21号 令和7年度篠栗町水道事業会計予算について

第20, 議案第22号 令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について

第21, 議案第23号 財産の処分について

第22, 発議第1号 篠栗町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程
第1 議長の辞職について

追加日程
第2 選挙案第1号 篠栗町議会議長の選挙

追加日程
第3 選挙案第2号 篠栗町議会副議長の選挙

追加日程
第4 議長の常任委員の辞任

追加日程
第5 議長の議会運営委員会委員の辞任

追加日程
第6 篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任

追加日程
第7 篠栗町議会運営委員会委員の選任

第23, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和7年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月3日(開会)

令和7年 第1回 定例会 会議録

日時 令和7年3月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久
		総務課長補佐	生野崇

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、総務課、生野課長補佐に出席を求めています。

また、議会事務局職員及びまちづくり課職員の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和7年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の審査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

また、1月より総務建設常任委員会の委員長に品川静議員が委員長に就任いたしましたので御報告申し上げます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、太郎良瞳議員、6番、横山和輝議員を指名いたします。

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第23号までの計23議案でございます。

それでは、議案第1号から議案第23号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございます。

3月に入り一気に春めいた日和となりました。もう一度くらい寒さが戻るかもしれないとはいえ3月でございます。下旬には、桜も開花し、4月には、篠栗の山々が、一番映える新緑の淡い緑に包まれることではございましょう。

昨日の篠栗町消防団非常呼集訓練は、中部消防署と粕屋中部3町消防団員合同の訓練で、久山町内で発生した火災が篠栗町内演習林に飛び火し、応援消火活動を行うという趣旨の訓練でございました。日本中が乾燥している中、2月26日に発生し、現在も鎮火していない岩手県大船渡市の大規模林野火災のこともあり、消防団員は緊張感を持って行動しておりました。議員の皆様には御案内をしておりますが、全体として規律のとれた消火訓練であったと感じております。町としても、装備の適正な更新を行いながら、消防団員の士気をしっかりと維持していく必要がありますので、今後とも議会におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度の施政方針についてしばらくお時間を頂き述べたいと思います。

ロシアによるウクライナ侵略戦争の終結を期待した一昨日のトランプ米大統領とゼレンスキーウクライナ大統領との会談が物別れに終わり、ますます西側諸国同士の混迷が深まってまいりました。今後の国際情勢について緊張感を持って見守らなければなりません。

一方、国の令和7年度予算を審議している第217回通常国会においても、なかなか審議のまとまりを見通すことができず、迷走しております。

また国際的なエネルギー価格、原材料費の上昇、さらには、米不足や野菜不足による物価高騰など、日本は依然として困難な状況に直面しております。

度々申し上げますが、篠栗町は、令和3年9月にゼロカーボンシティの表明を行いました。今こそ、世界の近代化の原動力となった化石燃料によるエネルギー政策から脱却し、自然の循環を重視した脱炭素社会実現のために一步を踏み出す時期に来ていることを深く理解し、先進自治体に倣って、2030年までに、2013年度対比温室効果ガス46%削減のための行動を継続していかねばならないと実感しております。いよいよ令和7年度は、公共施設のオンサイトPPA事業をスタートいたします。

そうした中、福岡県町村会は、2月28日開催された定期総会において、「町村を取り巻く環境は少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退、頻発する自然災害、国際情勢の不安定化などに加え、物価高騰や民間の賃上げ等に伴う委託費の増加、人件費の増額など、多くの課題を抱えており、また総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされている。このような中であって、町村は住民の生命、財産を守るため、防災、減災対策、国土強靱化のさらなる推進を図り、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努め、安全安心な暮らしの確保と地方創生による分散型国づくりを国とともに総力を挙げて取り組んでいかねばならない。よって、町村が自主的自律的に様々な施策を展開しうよう、地方5団体等関係団体とも協調しながら、下記の事項の実現に総意を結集して全力を尽くす決意である」として、

激甚化・広域化する自然災害に迅速かつ的確に対応できるよう、防災・減災対策国土強靱化を一層推進するとともに、災害からの復旧復興への十分な財政支援を図ること。

地方分権改革を推進するとともに、東京一極集中の是正と分散型の国づくりを強力に推進する

こと。

これまでの地方創生等の取組の成果と反省を生かした新たな地方創生による大胆な施策を講じること。

自治体 DX を初めとするデジタル化施策を積極的に推進すること。

全国一律に実施すべき総合的な施策について、市町村の財政力等によって、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう必要な措置を講じること。

地域から脱炭素化を推進すること。

など、15項目の決議を行いました。

例月の月末に開催している管理職対象の課長・課長補佐会議において、2月27日は、「言志四録」からの1節、「我自らを感じて而る後に人之れに感ず。」つまり、自分が感動するから、そのあとに人がそれに伝わる、と話しました。すなわち、「自らが情熱の矢となれ」ということでございます。

令和7年度のスタートを前に、今定例会で各課が考える事業とその実現に向けた予算案を可決頂いたならば、全てにおいて情熱を持ってそれをやり抜こうという思いでございます。この意気込みで取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和7年度事業について、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

総務費では、総務課、財政課、財産活用課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課がそれぞれ関わっております。

総務課では、業務効率化を図ること、適正な人員配置と今後の組織見直しを視野に、業務改革（BPR）と言われますが、これを実施いたします。また、緊急防災・減災事業債を活用して、更新計画に基づき、消防車両と装備の充実を図ります。

財政課では、入札関連事項の電子化の推進に関して、令和7年度10月から入札に係る案件の電子契約導入を目指します。

財産活用課でございます。懸案でございました庁舎耐震化工事はおおむね完了しつつあります。令和7年度も引き続き、自治体 DX を推進してまいります。平成27年12月に策定いたしました篠栗町公共施設等総合管理計画の改定を行います。また、国が進める地方公共団体情報システム標準化改定の方針に合わせ、戸籍業務も含め、生活保護業務を除く19業務を対象に、令和7年度末までに標準化システムに移行いたします。

まちづくり課においては、2023年度から篠栗町第7次総合計画や国のデジタル田園都市国家構想を加味した「第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が出来上がりました。この初年度としての取り組みをスタートいたします。令和7年度は、昭和30年に合併篠栗町がスタートして70周年の年に当たります。節目の年として後世に残るものを企画したいと考えております。

会計課におきましては、令和7年1月末に DX の推進と金融機関手数料負担に伴うコスト削減対

策として、役場指定金融機関派出窓口を閉鎖いたしました。今後につきましても、さらなる業務効率化を目指してまいります。

税務課では、確定申告における電子申告・電子申請の手続を拡充するとともに、軽自動車税等の申告手続のオンライン化を図ります。

収納課では、引き続き、従来の納付方法（金融機関窓口や口座振替、コンビニ等）に加えまして新たに自宅のパソコンやスマートフォン等からインターネットを利用しての納付の推進による徴収率の上昇を目指してまいります。

住民課でございます。マイナンバーカードの交付については、引き続き交付率向上の取り組みを進めるとともに、マイナ保険証への切替えに伴う必要な説明やサポートを進めてまいります。子育て支援策として、こども医療費の助成を拡大いたしました。他の市町における更なる拡大の検討を踏まえ、足並みを揃えられるよう取り組んでまいります。また、令和7年度から令和8年度にかけて、尾仲区の住居表示を実施いたします。

民生費・衛生費でございます。民生費・衛生費は福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始しております「ささぐり元気もん活動」を令和7年度も継続いたします。現在の「篠栗町福祉総合計画（ささぐり福祉プラン）」でございますが、令和8年度に計画期間が満了することに伴い、新たな篠栗町福祉総合計画の策定準備に入ります。新たな取り組みとして、「篠栗町居住支援協議会」を立ち上げ、住宅施設と福祉施策が連携した地域の居住体制の強化を図ります。詳細は、当初予算連合審査の際に御説明申し上げます。町営葬祭場「天空会館」につきましては、築20年以上が経過していることから、屋根等の経年劣化が著しく、今後も大規模改修や会館の運営形態等についても、議員の皆様や町民の皆様とともに検討していかねばならないと考えております。

こども育成課については、国において保育に係る助成が広がっております。「医療的ケア児保育支援事業補助金」は、令和7年度新たに取り組む支援事業で「篠栗どろんこ保育園」でスタートする予定でございます。また、学校や家以外のこどもの第3の居場所として、子どもたちが安心して過ごせる環境で自己肯定感、他人や社会との関わる力、生活習慣、学習習慣等、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的に行う「こどもの居場所支援事業」に取り組む新施設がくすのき公園跡地に開設されます。平成15年度に建設された、たけのこ・すぎのこ両児童館、平成18年度建設のやまばと児童館は、いずれも経年劣化により各部においてできるだけ速やかに改修することが望ましいとの指摘を受けております。令和7年度たけのこ児童館外装補修工事を行ってまいります。

次に、健康課でございます。今年度も町民の皆様の健康増進のために、各種予防事業を行うとともに、母子保健事業につきましても、さらなる充実を目指します。また、新規に令和7年度4

月から帯状疱疹ワクチンの接種を開始する予定でございます。築20年以上経過しておりますオアシス篠栗でございますが、様々な箇所でご不具合が出ております。特に、温浴施設は、保健福祉事務所から大規模改修を要するとの指摘を受けております。オアシスバスの増便等も考慮に入れつつ、今後の運営についての検討委員会を立ち上げて、議員の皆様とも一緒に、新たなスタイルを模索してまいります。

都市整備課環境係が所管するカーボンニュートラルに向けた取り組みを着実に展開してまいります。令和7年度はオンサイトPPA事業がスタートすることから、SPC組成に向けた取り組みを始めます。本日、「篠栗町ワンヘルス推進宣言」を行います。これは服部県政の重要な施策の一つであります、ワンヘルスの世界的先進地を目指すための取り組みでございます。既に令和7年1月30日現在で、県内60市町村のうち34市町村が推進表明を行っております。糟屋郡町長会におきましても、福岡県におけるこの流れに呼応すべく、歩調を合わせて取り組みを開始するものでございます。詳細は後刻の全員協議会において御説明を申し上げます。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。令和6年度から、国の「みどりの食糧システム戦略推進交付金」を活用して、有機農業産地づくり推進に取り組んでおりますが、令和6年度に発足いたしました「ささぐりの食と農を考える協議会」を核といたしまして、「ささぐりオーガニックビレッジ宣言」に向けた計画の策定と有機農業推進体制の構築を行います。10年間の施業計画で森林環境譲与税を活用して城戸区、山手区、山王区を中心に、放置竹林の整備を計画的に行っておりますが、伐採後の竹の処理を工夫して、引き続き施業計画に基づき取り組みます。ふるさと納税寄附金については、令和6年度は目標未達に終わったことを踏まえ、地域おこし協力隊員を活用し、魅力あるふるさと返礼品の企画開発と広告運用の見直し等により、4億円の目標達成を目指します。消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、今後も「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。工事につきましては、行政区からの要望で緊急性があるものに関する工事及び町内の道路整備等を中心に行ってまいります。災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。また、九州大学農学部福岡演習林の有効活用について、九州大学との協議に入っております。これは福岡演習林のうち、山林部分を除く、和田区、津波黒区内にあります、果樹園や薬草園等について、逐次、他地区へ移す計画が内々に進められているとの情報を令和7年2月に掴んだことから、広大な敷地の利用について、篠栗町のまちづくりに資する取り組みを共に進めたいと申し出ているものでございます。いずれ、九州大学と篠栗町と共同で公表できるものと考えております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

これから所管課を決めて準備いたしますが、町政70年を記念して、町内小中学生の海外派遣

事業に取り組みます。これは、福岡県市町村振興協会の福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成金500万円を有効に活用するとともに、一昨年御寄附を頂いたことで創設した「柳池フサエ教育地域振興基金」も活用して、毎年10人程度の小中学生を海外に派遣する事業でございます。詳細は今後固めてまいります。町内小中学生が現地の子供たちとの交流を通じて、言語、歴史、文化などを広く見聞することにより、国際的視野を広め、国際感覚を培い、社会に貢献できる人材を育てることを目的とするものでございます。今年度議会をはじめ教育委員会等の意見をお聞きし、県内で派遣した自治体からの情報を収集して計画を立てて、令和8年度から実施する計画でございます。

学校教育課でございます。令和7年度も引き続き、幼保小中一貫教育と共育（ともいく）の推進に取り組みます。勢門小学校及び北勢門小学校体育館大規模改修工事を行います。篠栗小学校では特別学級の増加に伴う将来の教室不足が懸念されることから、校舎建設に向けた設計に取り組んでおります。引き続き、議会にも説明をいたしながら、建設費の補正予算を組む段取りとしております。

社会教育課では、災害時の避難所として使用することとしている50周年記念体育館の空調設備工事を緊急防災・減災事業債を活用して行います。また、電子図書館の普及のため、広報活動などを積極的に行い、読者層の拡大を目指してまいります。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和6年度に老朽化している第1浄水場の更新に伴う用地購入を完了いたしました。令和7年度は、水道事業変更認可取得及びDBO形式により設計・建設、運営を一体として行う事業グループの募集・選定を行い、令和8年2月をめどに契約を行う予定としております。そして、令和8年度から本格的な設計・建設工事に入り、概ね令和10年度内には、新たな浄水場の運用開始となる見込みでございます。老朽化した各地域の配水管更新工事を計画的に行うとともに、下水管につきましても、定期的な管渠維持管理を行ってまいります。

以上、令和7年度の各課の取り組みについて説明をいたしました。諸施策取り組みに当たってはこれまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会において御説明を申し上げます。私の新たな任期初年度といたしまして、これまで同様に、自らが率先して関係方面への折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても引き続き篠栗町の発展のために御協力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第1号から議案第23号までの23議案について説明をいたします。

議案第1号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）」であります。本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求

めるものであります。補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援給付金事業実施に伴うもので、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1億4,081万9,000円を追加し、予算総額を152億736万円とするものであります。繰越明許費は、物価高騰対応重点支援給付金事業1億4,081万9,000円を追加するものであります。

議案第2号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）」であります。本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。補正予算の内容は、令和6年12月22日に発生いたしました庁舎漏水事故の復旧に伴うもので、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1,446万6,000円を追加し、予算総額を152億2,182万6,000円とするものであります。繰越明許費は、戸籍システム関連機器設置業務委託385万円を追加するものであります。

議案第3号は「副町長の選任について」であります。本議案は、大塚哲雄副町長が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副町長として、田村明広氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は「篠栗町監査委員の選任について」であります。本議案は、石内清之監査委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、令和6年の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、給与に関する条例等の一部を改正するものであります。改正の主な内容は一般職給料表の高卒の初任給を約12.8%、大卒の初任給を約12.1%引上げ、1級で平均11.1%、2級で平均7.6%引き上げるなど、若年層に重点を置いた給料月額を全体で平均3.0%引上げ、一般職勤務手当については、0.05月分を引き上げるとともに一般職、特別職及び議員の期末手当について、0.05月分引上げ、各種手当においても、配偶者に係る扶養手当の廃止、子に係る扶養手当の増額、通勤手当の支給限度額引上げ、管理職特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するという内容でございます。

議案第6号は「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、乳幼児に対する食事の提供にあたって、家庭的保育事業等に求めている必要な配慮について見直しを行うものであります。

議案第7号は「財産の取得について」であります。本議案は、小学校特別支援教室増加に伴う備品購入のため、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、小学校備品一式、契約金額は、710万6,000円、契約方法は、一般競争入札、契約の相手方は、株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原日出男であります。

議案第8号は「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は「町道の認定について」であります。本議案は、宅地開発により造成された道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。認定路線名は和田地区87号線から同90号線までの4路線であります。

議案第10号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、既存道路の終点及び延長及び幅員が変更になったため、道路法第10条第2項及び同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更路線名は篠栗地区4号線であります。

議案第11号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。工事名は、津波黒地区水路浚渫工事、工事箇所は、大字津波黒地内、受益者は、津波黒区水利組合、免除する受益者負担金額は、12万6,500円であります。

議案第12号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。工事名は、宮田井堰取水ゲート整備工事、工事箇所は、大字津波黒地内、受益者は和田区水利組合、免除する受益者負担金額は、1万1,880円であります。

議案第13号から議案第17号までの5議案は、令和6年度補正予算であります。

議案第13号は「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第12号）について」であります。本議案は、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額から6億1,589万7,000円を減額し、予算総額を146億592万9,000円とするものであります。まず、歳入の主なものにつきましては、地方交付税1億1,350万6,000円、財産収入2億9,331万7,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金を1億5,922万1,000円、寄附金5億4,877万3,000円、繰入金2億6,119万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に歳出の主なものとしたしましては、総務費において、企画費として、ふるさと寄附金事業費2億7,900万円減額するものであります。

民生費において、児童運営費といたしまして、
保育所等物価高騰対策補助金190万円、子育て支援費として、障がい児保育事業補助金1,422万6,000円を追加し、児童手当1億7,933万5,000円を減額、児童育成事業費として、放課後児童健全育成事業費補助金263万4,000円を追加するものであります。

衛生費においては、総合保健福祉センター運営費として、
指定管理料1,634万9,000円、燃料費高騰支援補助金1,300万円を追加し、塵芥処理費として、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を8,087万9,000円減額するものであります。

農林水産業費においては、農業振興費として、ため池耐震診断業務委託
1,191万円、観光費として、宿泊税交付金基金積立金384万1,000円を追加するものであります。

諸支出金においては、基金費として、財政調整基金利子積立金140万円、公共施設等整備基金利子積立金100万円を追加するものであります。

繰越明許費については、庁舎耐震補強及びその他改修事業ほか4件の
総額3億5,250万6,000円を追加するものであります。

債務負担行為については、業務量調査業務委託を令和7年度に356万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金を令和6年度から令和25年度に
6,548万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債については、一般補助施設整備等事業に2,020万円を追加し、借入限度額を変更するものとして、公共事業等120万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業410万円を追加し、緊急防災・減災事業1,800万円、学校教育施設等整備事業3,990万円、脱炭素化推進事業2,430万円をそれぞれ減額するものであります。

議案第14号は「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ1億6,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,359万9,000円とするものであります。内容は、育児休業取得職員の給与等人件費及び医療費等療養諸費について減額補正するものであります。

議案第15号は「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億3,771万9,000円とするものであります。内容は、県費負担金の確定による減額補正及び人事院勧告に伴う人件費等の増額補正であります。

議案第16号は「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。当該補正予算は令和6年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に

178万8,000円を追加し、収益的支出の総額を5億8,604万円とするものであります。収益的収入の予算額が6億4,521万8,000円であるため、5,917万8,000円の黒字予算となります。内容は、人件費の補正であります。

議案第17号は、「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。当該補正予算は、令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に115万4,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,263万1,000円とするものであります。収益的収入の予算額が8億9,118万円であるため、854万9,000円の黒字予算となります。内容は、人件費の補正であります。

議案第18号から議案第22号までの5議案は、令和7年度各会計の当初予算であります。

議案第18号は「令和7年度篠栗町一般会計予算について」であります。予算総額は145億3,181万1,000円で、前年度当初予算に対し、18億1,002万8,000円、14.2%の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、児童手当、保育所運営費委託料、自立支援サービス給付、GIGAスクール端末購入費、小学校屋内運動場長寿命化改修工事、キッズドリーム幼児園増改築補助金、記念体育館空調工事、彩り台恒久法対策工事などがございます。

また、主な減額経費は、ふるさと寄附金返礼品及び公債費などがございます。

なお、令和7年度の予算編成につきましては、前年度同様、第7次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

歳入は、町税において、固定資産税等の増収を見込み、前年度より2億479万4,000円増の36億3,054万4,000円を計上するものであります。地方交付税においては、前年度より4億3,694万5,000円の増額で、24億5,182万円を計上しております。

国庫支出金においては、児童手当交付金、保育所運営費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、学校施設環境改善交付金、公立学校情報機器整備費補助金（GIGAスクール端末購入）でございますが、それらの増額等で、前年より8億6,754万1,000円増の28億2,901万1,000円を計上しております。

県支出金については、保育所運営費県費負担金、児童厚生施設整備費補助金これはキッズドリーム幼児園増改築補助金でございます。

障がい者自立支援給付費県負担金の増額等で、

前年比より1億1,292万1,000円増の11億8,935万7,000円を計上いたしております。

財産収入においては、利子収入の増額で、前年度より672万9,000円増の

3,571万4,000円を計上しております。

寄附金においては、ふるさと納税寄附金の減額で4億円の予算を計上しております。

諸収入においては、各種団体からの補助金等の増額で、前年度より

6,642万2,000円増の3億2,674万3,000円を計上しております。

町債は、学校教育施設等整備事業債等の増額で、

前年度より3億992万3,000円増の11億3,930万円を計上しております。

続きまして歳出は、総務費において、行政事務包括委託料

3億483万3,000円、公共施設等総合管理計画策定業務委託

2,789万1,000円、事業運営委託料（産業団地PR業務とささぐりフードフェスタ）1,0

14万円、ふるさと寄附金返礼品ほか関連事業費

2億2,842万3,000円、

住居表示実施整備事業関連委託料1,471万8,000円、

参議院議員選挙費1,838万8,000円など、前年度より2億788万3,000円減の22億

3,831万9,000円を計上いたしております。

民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億6,806万3,000円、自立支援サービ

ス給付費11億8,900万円、後期高齢者医療療養給付費負担金

3億8,201万7,000円、児童運営費委託料13億7,169万7,000円、こどもの居場

所支援事業費補助金2,153万5,000円、児童館等業務指定管理料

1億582万3,000円、たけのこ児童館外装補修工事1,984万4,000円、放課後児童健

全育成事業費補助金3,512万3,000円など、前年度より

6億9,869万6,000円増の54億3,018万2,000円を計上しております。

衛生費においては、妊婦のための支援給付金2,760万円、予防事業委託料

1億2,950万5,000円、オアシス照明制御機器更新工事2,970万円、省エネ家電購入補

助金1,580万円、塵芥等収集運搬費2億4,524万2,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組

合分担金4億7,622万6,000円など、前年度より

6,930万1,000円増の14億6,478万2,000円を計上するものであります。

農林水産業費においては、馬手池周辺整備業務委託1,374万1,000円、県営土地改良事

業に係る負担金、切通池の改良工事でございますが、1,833万円、みどりの食料支援システム

戦略推進補助金800万円など、

前年度より108万4,000円増の1億9,589万5,000円を計上するものであります。

商工費においては、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度より

677万8,000円増の1億3,326万6,000円を計上するものであります。

土木費においては、和田線道路改良工事ほか道路改良工事3,420万円、往還川河川改修工事

1,000万円など、前年度より9,714万8,000円減の

3億5,958万5,000円を計上するものであります。

消防費においては、消防ポンプ車、小型ポンプ積載車等購入費2億2,932万円、粕屋南部消防組合分担金3億7,136万7,000円など、前年度より

1億6,101万1,000円増の6億9,523万6,000円を計上するものであります。

教育費においては、学校等給食費補助金4,153万8,000円、小学校工事関連、勢門・北勢門小学校屋内運動場改修工事でございますが、9億円、中学校関連工事、篠栗北中学校特別支援教室空調機器設置工事ほかでございます、1,104万5,000円。総合センター施設整備工事、舞台引割幕取替工事ほかで1,673万1,000円。社会体育施設整備工事、記念体育館空調機器設置工事ほか、1億6,398万6,000円など、前年度より11億7,522万1,000円の増の25億1,306万1,000円を計上するものであります。

公債費においては、起債元金及び利子償還費用として、前年度より1,078万4,000円減の6億5,906万8,000円を計上するものであります。

諸支出金においては、特別会計等への繰出金6億5,642万4,000円など、前年度より189万円増の6億9,407万6,000円を計上するものであります。

また、債務負担行為については、令和7年度から令和8年度に福祉総合計画策定業務委託1,669万7,000円。令和8年度から令和12年度に児童館指定管理5億4,726万円。令和7年度に須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証で総額4億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計。令和7年度から令和17年度に教育施設照明LED化リース、これは篠栗中学校5,280万円。令和7年度から令和17年度に教育施設照明LED化リース（総合運動公園）9,504万円を計上するものであります。

最後に、地方債については、学校教育施設等整備事業債のほか、7つの事業債を総額11億3,930万円計上するものであります。

議案第19号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。当該予算は、総額27億3,785万9,000円で、前年度当初予算額に対し、7.1%減となっております。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税4億5,270万5,000円、県支出金19億9,895万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費19億5,023万5,000円、国民健康保険事業費納付金6億8,385万円を計上いたしております。

議案第20号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。当該

予算は5億6,525万1,000円で、前年度当初予算額に対し6.7%の増となっております。

歳入の主なものとしたしましては、

後期高齢者医療保険料4億1,498万1,000円、

一般会計繰入金1億5,025万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、

後期高齢者医療広域連合納付金5億8,332万円を計上いたしております。

議案第21号は、「令和7年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入0.1%増、支出8.9%増となり、資本的収入28.0%減、支出33.2%減となっております。

収益的収入及び支出において、収益的収入6億4,560万5,000円、同支出

6億2,967万4,000円で、1,593万1,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものとしたしましては、水道使用料5億8,738万7,000円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、

福岡地区水道企業団受水費2億476万5,000円、

支払利息1,865万7,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入1億8,731万円、

同支出3億1,164万1,000円で1億2,433万1,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等で1億2,433万1,000円補填する予定でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債1億8,731万円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費1億9,844万8,000円、企業債償還金1億1,319万3,000円を計上いたしております。

議案第22号は「令和7年度篠栗町流域関連下水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入0.6%減、支出0.1%増となっており、資本的収入1.4%増、支出0.6%減となっております。

収益的収入及び支出においては、収益的収入8億8,575万9,000円、同支出

8億8,202万2,000円で、373万7,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものとしたしましては、下水道使用料5億1,361万5,000円、他会計負担金1億800万円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、

流域下水道維持管理負担金2億9,183万5,000円、

支払利息6,831万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入3億6,715万9,000円、同支出

5億8,585万1,000円で、2億1,869万2,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等2億1,869万2,000円で補填する予定でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債2億4,480万円、他会計負担金1億2,200万円。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費1,320万円、流域下水道建設負担金5,925万1,000円、企業債償還金5億1,340万円を計上いたしております。

議案第23号は「財産の処分について」であります。

本議案は、令和6年9月20日に買戻しを行った、篠栗北地区産業団地事業用地6を工場等の用地として売却することについて、売却の相手先と仮契約を締結いたしましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番地14。地積は、5,459.64平方メートル。売却の金額は、2億8,706万7,871円。売却の方法は、随意契約。売却の相手方は、アトム株式会社代表取締役 花田利喜であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） 町長、ただいまの御登壇中、前段部分、新年度の施策説明において、天空会館は築20年以上という表現をされましたが、誤解を招くといけないので、葬祭場へ改修を20年以上と読替えさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。はい、ではそのように読替えさせていただきます。

ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで、おおむね1時間経過いたしましたので、11時10分より再開いたします。

暫時休憩といたします。

休止 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（荒牧 泰範） 予告時刻前ですが、おそろいですから始めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、では再開いたします。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第1号から議案第23号までの23議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第3号及び議案第4号は人事案件ですので委員

会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第5号から議案第12号までの8議案につきましては、タブレットの掲載のとおり、総務建設・文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第2号及び議案第13号から議案第23号までの13議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、7番、品川静議員です。

次に、報告第1号から報告第5号まで及び篠栗町中長期財政計画の見直しについては、11日の予算特別委員会の予算審議終了後に全員で報告を受けたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5、議案第3号「副町長の選任について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります田村明広氏の退出を求めます。

(田村明広氏 退出)

○議長(荒牧 泰範) では、議案の説明を、総務課生野課長補佐に求めます。

はい、課長補佐どうぞ。

○総務課長補佐(生野 崇) 説明いたします。

議案第3号「副町長の選任について」

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、田村明広。令和7年3月3日提出、篠栗町長 三浦 正。

提案理由、大塚副町長が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、新たに副町長として田村明広氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

次のページに履歴書を添付しておりますので、御参照ください。

なお、任期については、令和7年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの総務課長補佐の説明に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） はい、押し間違いはございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、田村明広氏の入場を求めます。

（田村明広氏 入場）

○議長（荒牧 泰範） ここで、田村氏に御報告いたします。

議案第3号「副町長の選任について」は原案のとおり、全員賛成にて同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

日程第6、議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を、佐伯監査委員事務局長に求めます。

○監査委員事務局長（佐伯 和久） 説明いたします。

議案第4号「篠栗町監査委員の選任について」

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第196条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、石内清之。令和7年3月3日提出、篠栗町長三浦正。

提案理由、石内清之監査委員が令和7年3月31日をもって、任期満了となるため同氏の再任について、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものである。

なお、履歴書は添付のとおりで、任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの監査委員事務局長の説明に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略しこれより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて、賛成の方はボタン押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） はい、確定いたします。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時14分

令和7年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月4日(一般質問)

令和7年 第1回 定例会 会議録

日時 令和7年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には心より感謝申し上げます。

傍聴に際しましては、一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようによろしくお願ひ申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に際してのお願いを申し上げます。

質問者も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、小職において処置いたします。

御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、浦野雅幸議員。

どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） 皆様おはようございます。

議席番号2番、浦野雅幸でございます。

それでは、「上下水道の管理状況について」質問いたします。

今年1月28日に埼玉県八潮市で、道路陥没事故が発生したことは、多くの方が周知のことと思われま

す。事故の原因は、下水道管の破損と言われており、また、復旧作業は難航し、住民生活にも多くの影響を与えている様子でございます。

住民の方からは、「篠栗町の下水道は大丈夫なのか?」といった声も聞いております。

また、本町では、昨年末役場庁舎の耐震工事の際、2階の水道管が破裂し、1階部分が水浸しとなる事故が発生しています。

私は、工事の影響によるものと考えておりましたが、第一報では水道管の老朽化が原因とのことでございます。

これらのことを踏まえて、以下お尋ねいたします。

1点目、町内の水道・下水道の劣化や老朽化に対する調査状況と、耐用年数を超えた区域の改修状況及び改修計画について説明頂きたい。

また、上下水道等のインフラの維持管理に関してどのように考えておられるのか、町長の見解を伺います。

2点目、役場庁舎の水道管破損事故に関して、損害状況と破損の原因を説明頂きたい。

また、工事の影響ではなく老朽化が原因であると判断した根拠をお示し頂きたい。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま、質問順位1番の浦野雅幸議員から「上下水道の管理状況について」御質問を頂きました。

浦野議員の御質問の中にもありましたように、埼玉県八潮市での道路陥没事故のお話、篠栗町においても上水道の配水管からの漏水による地下空洞化が起これ、道路が陥没した事例もかつてございました。

御質問の1については上下水道課長から、そして2の庁舎の事故については財産活用課長から、まず答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） 花田上下水道課長。

どうぞ。

○上下水道課長（花田 篤） おはようございます。

上下水課長の花田です。

浦野議員からの御質問、上下水道の管理状況について。

1、「町内の水道下水道管の劣化や老朽化に対する調査状況と、耐用年数を越えた区域の改修状況及び改修計画について」の御質問にお答えいたします。

まず、上水道の管理状況について御説明いたします。

篠栗町における水道管の敷設状況は現在約128キロメートルにおよび、直径はΦ40ミリからΦ400ミリまでの、多数のサイズが存在しております。

水道管の老朽化率については、地方企業会計法や財務省令等に基づき、水道施設の耐用年数を40年と想定した場合、約20%が老朽管と位置づけられています。

このため、老朽化した水道管の管理は重要な課題となっております。

水道管の調査状況については、日常的な現場パトロールを職員が行い、GIS（地図情報システム）を用いて管理しております。

漏水が疑われる場所では、音調棒や漏水探知機を使用し現場調査を実施しております。

また、水が路面に見られる場合には、水道水に含まれる残留塩素に反応するDPD試薬を用いて漏水判定を行うなど、徹底した漏水調査を行っております。

耐用年数を越えた区域については、主に和田地区、乙犬地区、山手地区、山王地区に点在しており、これらの地域において改修作業を進めております。

令和6年度の改修計画としましては、山手・山王地区を7か年計画の1年目、和田4丁目地内を5か年計画の2年目、乙犬地区30号線を2年計画の2年目、乙犬平石講田線を2か年計画の2年目として、予算ベースで1億4,351万8,000円を計上し、随時工事を行っているところです。

水道管の改修計画は、「篠栗町新水道ビジョン」や、「水道アセットマネジメント」、「篠栗町水道事業経営戦略」、「篠栗町水道事業基本計画」に基づき、老朽化率等を考慮しながら、優先順位をつけて立案しています。

これにより、収支バランスを考慮しつつ、計画的に改修を進めてまいりますので、御理解と御協力お願い

申し上げます。

次に、下水道管渠の設置状況についてですが、現在の延長は約110キロメートルであり、サイズは直径Φ150ミリから(Φ)500ミリとなっております。

下水道管は、平成6年7月から供用されており、使用期間は約30年になります。

下水道管の耐用年数は50年とされており、現在のところ老朽化率は0%であり、大きな問題は発生しておりません。

そのため、具体的な下水道管の改修状況及び改修計画はございませんが、維持管理については定期的に行う必要がありますので、年間約10キロ(メートル)程度の調査及び管渠清掃業務を計画的に発注し、適切な維持管理を行っております。

これまでの約30年間、町内で下水道管に起因する大規模な陥没事故は発生しておりません。

今後も、「篠栗町下水道事業経営戦略」や「篠栗町下水道ストックマネジメント」、「篠栗町上下水道事業業務継続計画」に基づき、計画的な維持管理を徹底してまいります。

最後に、水道事業及び下水道事業につきましては、限られた財源の中で、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ってまいりますので、浦野議員をはじめとする篠栗町議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(荒牧 泰範) 次に、熊谷財産活用課長どうぞ。

○財産活用課長(熊谷 重幸) 2つ目の御質問の「庁舎の漏水事故の原因について」の御質問にお答えいたします。

令和6年12月22日日曜日の早朝に発生しました庁舎漏水事故について、予算特別委員会の事前審査に当たらない範囲でお答えいたします。

令和6年12月22日日曜日の午前5時41分に役場警備室から1階が浸水し、2階の男子トイレから水が大量に流れ出しているとの連絡が私のほうに入りました。

すぐに役場に駆けつけ、漏水元と思われる2階東側男子トイレ天井からの落水、1階南側の天井からの落水と天井パネルの落下、2階エレベーター前から町長室周辺までの浸水を確認し、直ちに上水道のバルブ閉栓を行ったものでございます。

漏水箇所は、庁舎西側2階男子トイレの天井裏で、漏水は老朽化した上水道の25ミリの配管の継ぎ目が抜けたことによるものでございます。

漏水箇所を詳細に確認したところ、配管のつなぎ目の接着ボンドが劣化しており、経年劣化で抜けたものと考えているところでございます。

浸水した箇所は、庁舎1階全域、庁舎2階南側と大会議室及び中会議室の一部でした。

今回作業に当たった受注者からの報告では、受水槽の更新工事を行う中で、受水槽からポンプによる直送に切り替えを行っていますが、漏水の前日に複数回による漏水チェックを全てのフロアで行い、その間はポンプが停止していることも確認し、問題がなかったことから、19時頃に役場を後にしています。

庁舎警備の巡回時間である23時と翌朝6時の間に漏水が発生していること、また脱管したパイプの状

況から見ても、老朽化が要因となったものと考えております。

詳細に関しましては、予算特別委員会におきまして説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございました。

町内の上水道・下水道の耐用年数を超えた部分の維持管理についてでございますけれども、上水道に関しては約20%でしたかね、計画的に進めてあるということでございます。

下水道に関してはまだ耐用年数までいってないということのようでございますが、今後その耐用年数を超える時期っていうのは、いつぐらいからになるのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、花田上下水道課長。

○上下水道課長（花田 篤） はい、下水道の耐用年数は約40年程度で耐用年数に到達いたしますので、あと10年ぐらい先になると耐用年数に到達すると思われま。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ですか。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございます。

下水道に関しては、10年後ぐらいからその耐用年数が超えてくるものが出てくるということでございますけれども。

何ていうんでしょうか。

10年超えたときから、多分その耐用年数超えてくるのが、かなりの量が出てくるんだと思うんですけども、そうなってくると改修といいますか、そのための費用がかなり瞬間的に積み重なってくると思うんですけども、その辺のところについて先々を見越した、予算の確保といいますか、その辺はどのようにされているんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、花田上下水道課長。

○上下水道課長（花田 篤） 先ほども少しお話ししましたが、篠栗町の下水道事業経営戦略、下水道ストックマネジメント、上下水道業務維持管理計画というものを策定しておりますので、この計画に基づき、優先順位をつけながら対処していきたいと考えております。

○議長（荒牧 泰範） 課長、議員が心配してらっしゃるのは予算立てとかの見込みを既に持っているのかという心配してらっしゃると思う。

その辺りは、御説明頂けますか。

○上下水道課長（花田 篤） 今現在、その予算については確保はされてませんが、年間ですね10キロのテレビカメラによる調査と管渠清掃業務を毎年1,000万（円）程度使ってますね、業務を行っておりますので、特に今のところ、その更新についての予算については考えておりません。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ありますか、はいどうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい。

テレビ等での情報になるんですけどどこまで正確かわかんないんですけども、例えば1キロの下水道管を補

修するのに、約1億円とか2億円の費用がかかるというふうな内容を聞いたような気がするんですけども、10年後から、例えば年間にどのくらいの距離の補修が必要になってくるのかわかんないんですけど。瞬間的にその予算を取るといのはなかなか難しいと思うんですよね。

その辺のところについてはある程度前もって積立ってっていうか、それに充てるためのものを確保していく必要があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長どうぞ。

○町長（三浦 正） 先ほど、耐用年数まであと10年っていうふうに課長が申しあげましたけど、冒頭の説明では下水管の耐用年数50年としておりますので、現状が使用期間はスタートして約30年ぐらいたっておりますので後20年という期間の修正をいたしますが。

今お話の将来、当然のことながら、基幹・管・管渠のやり替え等々必要があるわけでございますが、これについては計画的に進めていかなければいけないことはもちろんでございますし、今、下水道管、水道もそうなんですけれども、管の中のやり替えについて技術がいろいろ進歩しているところでございまして、例えば、管路1キロを変えるの全部また開削して全部管を入れ替えるということじゃなくて、管の中にいわゆる強化ビニール管みたいなのを内からずーっと延ばして、中を膨らまして、血管の中にステントを入れるような感じの工事っていうのが、私どもが、水道展・下水道展に参りまして、なるほどという管の更新の仕方をしたりしているところを見ますと、技術的にも今後もいろいろ改善もされていくでしょうから、そのこともちゃんと見つつ、然るべきときには急な財政支出を伴わないように、しっかりした対応をしなければいけないと思いますし、時期が来たらある程度下水道料金の引上げも視野に入れて対応しなければいけないというふうには思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

ありませんか。

では2問目どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい。

それでは、次に2問目、「産業団地建設に際してのプレゼンテーション」について伺います。

北地区産業団地が大きな負債を負い、しかも、造成完了後約3年が経過しているにもかかわらず、6企業用地のうち、3用地が施設建設にも着手していない状況が続いています。

このような事態を招いたのは、団地建設に際しての平成27年12月に実施されたプレゼンテーションに起因するものと考えております。

このプレゼンには2社が参加しています。

プレゼン内容を比較してみると、不採用となった大和ハウス工業のほうは、造成工事及び企業誘致を全て自社で行い、しかも応分の費用を負担するという内容であり、また、町内から500名以上の新規雇用を考えているとの内容でありました。

それまで大きな造成工事の経験がない我が町にとっては、願ってもない内容であったと考えるところでございます。

他方、採用された鹿島建設のプレゼンは、造成工事は町が主体となって行うものであり、後に明らかに

なったものでありますが約7億円の赤字を計上した内容でした。

本来であれば、この開発で収支を合わせられないとのことで、辞退すべきもの、あるいは収支を合わせられる開発案を提示すべきところであると考えております。

そこで、以下3点お尋ねいたします。

1点目、プレゼン資料が議会に示されたのは、プレゼン後数年たった平成30年のことで、しかも議会の強い要請を受けてのことだったと聞いております。

なぜ、すぐにプレゼンの詳細を議会に報告されなかったのか、町長の見解を伺います。

2点目、採用されなかった企業のプレゼンが不採用になった要因の一つに、町からの雇用が望めないことがあったようであります。

つまり採用となった鹿島建設では、500名の雇用以上の雇用が見込まれたということになると考えております。

現在、3社のみ稼働ではありますが、町内からの新規雇用状況を企業別にお示し頂きたい。

3点目、当初のプレゼン資料では、企業用地は4区画でした。

その後、6区画に変更され、事業面積も約2割広がっております。

この事業用地拡幅が、さらなる負債額の拡大の要因となり、また地滑り等のリスクを高めたものと考えるところでございます。

なぜプレゼンに沿った計画を行わなかったのでしょうか。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 浦野議員から「産業団地建設に際してのプレゼンテーション」について、3つの御質問がございました。

まず、この3つの質問につきましてはまちづくり課長から答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長、どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 浦野議員の「産業団地建設に際してのプレゼンテーション」についての御質問にお答えいたします。

1つ目の、「なぜすぐにプレゼンの詳細を議会に報告されなかったのか」につきまして、平成27年12月10日に公募型プロポーザルで行われた篠栗北地区産業団地開発に係る事業パートナー選考でのものでありますが、この目的は、篠栗北地区産業団地の開発構想について、高い実効性を持って、最もすぐれた提案を行った事業者を篠栗北地区産業団地開発に係る本町の事業パートナーとして選定することを目的とするものでございます。

また、企業提案における前提条件として、本開発はオーダーメイド型の造成方式・事業スキーム内容・造成計画の内容・企業誘致の実現性、そして町の経済合理性を踏まえ、事業パートナーと町の協議の上、決定するとのことで、プロポーザルは実施されたものであり、具体的な計画や事業実施は、選考された事業パートナーと協議を行い、作成されるものであります。

また、事業パートナー選考におきましては、篠栗北地区産業団地開発計画支援業務プロポーザル検討委員会にて実施されるものであります。

のちの開発事業計画等につきましては、平成28年以降の各議会において、説明や報告、承認を行っております。

2つ目の、「現在稼働3社の町内からの新規雇用状況を企業別にお示し頂きたい」につきまして、町内からの新規雇用の定義が正社員・パート等どこまでか曖昧であり、また各個別企業情報になりますので、現在進出稼働企業、北地区産業団地での令和6年度状況を報告させていただきます。

従業員約450人、うち篠栗在住は約100人です。

ちなみに、令和6年度中の来訪者見込みは約17万人です。

また、プレゼン以降のコロナ禍や、物流の滞り、物価高などの社会情勢の影響などにおいて、随時、議会に提出のとおりでございまして、企業状況の変化対応を行ってきた現在と、当時は比較できるものではないと考えております。

3つ目の、「なぜプレゼンに従った設計を行わなかったか」につきましては、一つ目でお答えしましたとおり、具体的な計画や事業実施は選考された事業パートナーと道の利用や事業用地の運用、利便など、こういったものを協議を行い作成されたものであり、実施におきましては、その後の議会報告や議決にて行っております。

また、プレゼンは、本町の事業パートナー選考を行うもので、計画の具体性や土地利用は選定評価の1項目であり、具体的な計画や事業実施は、選考された事業パートナーと協議を行い作成されたものでございます。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員、再質問ありますか。

はいどうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございました。

平成27年に行われたプレゼンテーションというのは、要はパートナーを決めるものであって、中身についてはその後の・・・、ということのようでございますけれども。

実際に何て言うんでしょうか、造成工事、事業計画を進めるに当たって、各2社のようにすけれども、プレゼンされた内容に沿って、当然それがポンポンというか基本になるべきものだと、私は考えておるんですけれども。

実際にその時点で、例えば、パートナーとなった鹿島建設ですか、について、それぞれの企業と言いますか、相手の鹿島建設に対してどのような、責任というか、役割分担というか、その辺はある程度明確にはされていないんじゃないでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁されますか。

はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 役割につきましては、その後の議会提示のほうはちょっとすいません私が調べておりませんでした。

各パートパートによってですね、様々な企業と一緒にのグループ化した状況で、それぞれの専門

分野との協議しながら執行をされていたという状況でございます。

ですから役割ってというのは、それぞれの企業で適材適所構成されたパートナーグループで行っているという状況でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） それぞれの企業で役割の打合せをしたということでございますけれども、実際には、例えばなんですけれども、企業誘致に関して、どこが責任を持ってやるのか、その辺のところは明確だったんでしょうか。

そのプレゼンテーションの際ではないのかもしれませんが、というのが現在3企業のみが進出稼働になっておりますけれども、その後の進捗が、なかなか見られないという状況は、どの辺に問題というか、責任というか、その辺があるとお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 誘致に関してということで言いますと、平成31年の3月1日付けで篠栗北地区産業団地進出企業誘致に係る支援業務委託という形で、業者シービーアールイー(株)というところに委託し誘致の動きをしております。

その後、誘致に関しましては皆様もう御存じだと思いますけれども、全ての用地で誘致が実現しておりました。

しかしながらですね、先ほど答弁の中でも触れましたけれども、コロナ禍となり、物流の滞りとかそういったところでですね、2社が断念せざるを得なくなったと。

このあたりの経緯につきましてはですね、財産の取得や処分において議会に報告したとおりでございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（浦野 雅幸） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、質問順位2番、崎山佐穂議員。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

導入から1年と半年近く過ぎた篠栗町電子図書館の利用状況とこれからの展開について質問いたします。

令和元年6月に施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法や、三密や物の共有を避けるコロナ禍を経て、電子図書館サービスが全国的に普及してきました。篠栗町もその一つで、令和5年10月25日に篠栗町電子図書館が開設されています。

全国の自治体で32.4%の導入率となっており、私もその利用者の1人ですが、ちょっとした時間に読書ができることで、読書の時間が増えたと感じますし、手軽さから、普段は手にとらないタイプの本も読んでみようという気持ちになったという声も聞き及んでいます。

このようにだんだんと電子図書館が普及していく中、GIGA スクール構想に基づき、1人1台端末環境がある小中学生にも周知していくべきと考えます。

例えば、ほかの自治体でも事例があるように町立学校児童生徒に対しては、一括して利用者 ID を付与するなど、電子図書館へのアクセスの敷居を下げれば、さらに読書を習慣化できるのではないのでしょうか。既に、御家庭で子供のために ID を登録している方もいらっしゃると思いますが、一律に付与することで、アクセスできる権利を平等に享受できます。

今の時代を生きる子供たちは、タブレットやパソコンでの読書に対して紙じゃなければいけないという固定観念はほとんどありません。

さらには、今までどおり、従来型の図書館で紙の本を借りて読むことと並行利用したとしても、学校に来られない不登校生徒や特別な支援を要する生徒には、電子図書館ならではの機能、例えば、家庭や入院先からの利用や読上げ機能、拡大機能を使うことで、バリアフリーな読書が保障されます。

児童書読み放題パックなど活用すれば、紛失や破損を気にせずに自由に本が読めますし、今の学齢期の全ての子供の読書を後押しする上で有意義なものとなると思われます。

また、どの自治体でも起こりうる導入から一定期間がたつと、新規利用者の数が鈍化する傾向の中、学校との連携は利用者数を増やすことにつながります。

せっかく導入した電子図書館をフル活用すべく学校との連携が重要と考えます。

電子図書館の利用活性化における学校図書への積極的な活用と今後の町の図書館政策の展望をお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 「電子図書館の利用活用化について」の御質問にお答えいたします。

篠栗町電子図書館は、令和5年10月25日開設から約1年4か月が経過いたしました。

現在、電子書籍は約800冊、青空文庫が500冊、さらに雑誌の読み放題が約270タイトルございます。

ただ、児童書は144冊にとどまっており、十分な蔵書数とは言えないため、今後少しずつ充実させていく予定であります。

電子図書館の利用状況についてですが、開設以来、電子図書館の利用は徐々に増えており毎月200冊近くが貸し出されております。

30代から50代の方が利用者全体の約7割を占めており、普段図書館に来館しにくい世代に活用されております。

それでは、御質問の「電子図書館の利用活用化における学校図書への積極的な活用」についてお答えします。

御承知のとおり、小・中学校におきましてはGIGA スクール構想により、1人1台のタブレットが整備されております。

学校内で電子図書を利用するためには、多くの児童生徒が一斉に使用したときの電子図書ライセンス、ネ

ット環境、ID作成や管理業務などの課題を解決する必要があります。

また、篠栗町の電子図書館は、現在のところ、児童書の蔵書がまだ十分に整っておらず、小中学生が広く利用するには不十分な状況であります。

そのため、この段階で、全ての児童生徒に一括で利用者IDを付与することは、児童生徒の読書意欲を満たすものにはならないと考えております。

しかし、電子図書館の活用につきましては、児童生徒の読書習慣の機会や学習支援の観点からも重要であると認識しております。

また、議員が御質問の中で述べられたとおり、不登校の児童生徒や入院中の児童生徒、特別な支援を要する児童生徒にとっても、電子書籍の読み上げ機能や拡大機能は大きな手助けとなります。

電子図書館の利用に当たっての健康面の配慮など、使用方法を明確にし、電子書籍に読み放題のパッケージを購入するなど、環境整備上の課題を順次解決した上で、電子図書館の電子図書の導入について、学校と連携しながら段階的に進めてまいります。

最後に、「今後の町の図書館政策の展望」について。

電子図書館は、紙の本にかわるものではなく、それぞれに異なる良さがあります。

そのため、どちらか一方に偏るのではなく、両者をバランスよく活用できる環境を整えることが重要です。

今後も、全世代における図書館・電子図書館のさらなる活用に向けて、利用者のニーズを把握しながら、紙の本と電子書籍のそれぞれの特性を生かし、計画的な蔵書を充実させてまいります。

さらに、篠栗町立図書館協議会に意見を頂き、町民の文化の発展に寄与できると篠栗町立図書館を目指して進めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 今おっしゃられたように蔵書数からも、まだキャパシティー的に一斉付与するには、まだ難しい状況ということは理解できました。ですが既に、児童生徒は町民であって、IDさえあれば、自由に使うことはもう既にできると思うので、学校の中で電子図書館が開館されたよ、とかいうふうな周知はされていますか。

○議長（荒牧 泰範） はい教育長。

○教育長（今長谷 寛） 電子図書館につきましては、先ほどの蔵書の割合からしてお分かりだと思いますが、児童生徒向けという形よりも全ての町民を対象にした形で開館いたしました。

現在のところもそのような状況でございますので、学校に特異な広報という形ではしていませんが、全ての町民という意味で、町民に対する広報と同じような形で、学校への広報という形になっております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい、今、そうですね、子供向けではないというか、その子供向けの蔵書はまだ少ないということですが、逆に子供の利用者数が上がらないと、子供のニーズがないということで、蔵書数も上がっていかない。やっぱりそうやって、利用者数も上げながら、本の数も上げていかないといけないと思うので、利用するかしないかはその子供たちに、とかその保護者に委ねられると思うんですけど、あるということの周知に関してはしっかりしていただきたいと思います。

それで、これからが質問なんですけど、休み時間だったり、勉強の隙間時間にタイピングだったり、先生から許可されたゲームと申しますか、はしていいと聞き及んでます。なので、それに代わって電子図書館っていうのは確かにこの114冊しか今ないよということなんですけど、学校の中で電子図書館を個別にID持っている子は使っているという状況にありますか、それとも禁止されているんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 現在、タブレットが、まずですね、入ったときに各学校でこのタブレットの使用方法について、教育委員会からも、ある一定の規制と申しますか、使い方について統一した見解を各学校に出しております。

また、各学校では発達年齢、年齢に応じて必要な規則を設けて児童生徒に徹底している状況でございます。

今、お話のありますように、子供たちが自由に使えるというのが理想的ではあるんですけども、発達年齢や子供たちの状況によっては、修理破損の必要性が出てきたり、または幾らフィルターをかけたと言ってもなかなかあまりよろしくないサイトに行ったりというような諸問題がございますので、現在その辺りのところをしっかりと把握した上で、各学校で使用する頻度、使用する時間等について、ある程度管理ができる状況の中で使用させているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ですか。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） フィルターをかける話なんですけど、町立図書館は町のもので、健全であるはずなので、町の図書館、その隙間時間にタイピングしたりとか、ゲームすることを選ぶ子もいれば、読書を選ぶ子もいるように、町の図書館ですので、学校でも、本来であったら、希望すれば使えるように、一斉に使えるなくてもですね、したほうがいいのかなどは思いますので、そこを柔軟に捉えていただいて、子供の利用っていうのを、揃ってないからあんまり広報できないっていうことじゃなくて、使ってもらって、また増やしていくっていうふうに進めていくことはいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 先ほど答弁でも述べましたように、この電子図書館を活用した読書量を増やすということに関しては、非常に有意義だろうというふうに思っておりますので、議員が言われますように、一斉にですね、たくさん量の蔵書、そして一斉な活用というのが、今すぐできるわけじゃないんですけども、まずもって蔵書については順次増やしていくというふうに考えております。

なお、使用方法につきましても、最初は段階的というものはある限られた学年とか、ある学校とか、ま

たはやっぱり不登校の状態のような配慮を要するような子供たちとか、そういうような形で限定しながらIDを付加していき、そして最終的に全ての子供たちが一斉に使えるような状況になるようにですね、蔵書数、そしてネット環境等を整えていきたいというふうに思っています。

○議長（荒牧 泰範） 崎山議員、答弁を求めることに町長も入りますが、あえてまだ質問することがあればどうぞ、なければ終了してください。

○議員（崎山 佐穂） 大丈夫です。

○議長（荒牧 泰範） 大丈夫ですか。

はい、次に移ります。

質問順位3番、門馬良議員。

どうぞ。

○議員（門馬 良） 議席ナンバー4番、門馬良でございます。

よろしくお願ひします。

「廃食用油の回収リサイクルとその取組みについて」質問をさせていただきます。

昨年の私の一般質問の際に、「ゼロカーボンシティささぐり」を目標に、本町では、自然豊かな特性を生かして、再生可能エネルギーである太陽光やバイオマス発電を進めていく方針とお聞きいたしました。

地球温暖化対策実行策定委員の私1人としまして、「篠栗町が脱炭素社会実現のための一助になるべく、大きなコストをかけずにできることはないのか」模索してまいりました。

そして、二酸化炭素の排出を抑え、環境に優しいバイオディーゼル燃料（BDF）やジェット燃料（SAF）燃料に生まれ変わります、家庭や店舗から出る廃食用油の回収事業が、今、最もふさわしいとの考えに至りました。

糟屋郡では、新宮町が定期的に廃食用油を集め、民間会社に委託をして、約18年前から行っているものですが、先月、大変興味を示してくださっている議員たちと、約20年前から回収事業から精製まで取り組んでいる京都市へ視察に行かさせていただきました。

事業の取組みとそのプロセスを伺い、あくまでも回収事業としての実現ならば、環境はもとより、十分に篠栗町としてプラスに運んでいける事業になると確信したところであります。

そこで、以下2点を質問させていただきます。

1、本町におかれまして、以前廃食用油を回収していたとお聞きしています。

どのくらいの期間を行い、いつ終了したのか。

また、どうして終了してしまったのか。

お聞かせ願ひたいです。

2、廃食用油の再利用としまして、BDF及びSAFへのリサイクルが大変注目される中、福岡県内60ある市町村のうち22の自治体で何かしらの取組みがされています。

福岡市も昨年からはイオングループとの協力で回収に乗り出しております。

我が町篠栗でも、株式会社やまや様をはじめ、町内の飲食店で廃食用油を民間会社に提供されております。

一方、JR では実証実験とはいえ既に BDF で列車を走らせております。

福岡インター近くで物流関係などの大型トラックが行き来し、また、空港からもほど近い篠栗町においても、身近な廃食用油を町民全体での取組みとして集めることは、環境保全や循環型社会の構築など、住民意識の向上にもなり、子供たちの社会勉強そして大きな計画前の大事な篠栗らしい取組みと考えております。

町長のお考えを聞かせてください。

お願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 門馬議員、法にも規則にも「ナンバー」なんていう言葉はございませんので、「議席番号」でお願いいたします。

ただいまの質問に対し答弁求めます、町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、門馬議員から「廃食用油の回収リサイクルとその取組みについて」の御質問を頂きました。

御質問にお答えする前に、国内のエネルギー関連の動向に触れさせていただきます。

令和 7 年 2 月に閣議決定されました第 7 次エネルギー基本計画によりますと、廃食油や植物等を原料として製造するバイオ燃料は、ガソリン及び軽油などの化石燃料に比べ、低炭素な燃料であると位置づけられており、2030 年には国内エアラインによる燃料消費量の 1 割を持続可能な航空燃料、いわゆる SAF に置き換える目標が設定されました。

自動車や建設機械等の分野で使用される軽油に対しては、BDF の導入を推進するとされております。

前回策定の第 6 次基本計画とは変わり、バイオ燃料について具体的に記載されておりまして今後積極的な導入が予測されます。

このように、通常廃棄をするものを再利用するリサイクルについても、脱炭素政策や循環型社会の形成の中で考えていかなければならないと改めて思うところでございます。

このような状況を踏まえまして、御質問については、2 項目都市整備課長から答弁をいたしますのでお願いします。

○議長（荒牧 泰範） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 門馬議員の 1 番目の御質問にお答えします。

過去に実施していましたが、廃食用油の回収を始めた時期と、終了した時期と理由についてでございますが、始めた時期につきましては、平成 23 年 1 月号の広報紙に掲載をしまして同月回収を開始いたしました。

開始した当初は、多くの町民の方が、担当課に御持参頂いておりましたが、特定の方のみの持参のため、回収量が少量で、かつ、本町施設内の保存につきましても、防災上良好ではなく、回収業者も、数年に 1 回の回収状況でございました。

このような状況から、令和 3 年度末に回収をやめるとともに、広報紙にて周知を図って終了させていただいておる次第です。

次に、2 番目の御質問についてお答えいたします。

議員が御質問されました内容の最終的な目的はリサイクルにあると拝察いたします。

トラックなどのディーゼルエンジンの燃料、いわゆる BDF 及び前段でお話しされました SAF に使用することが最終的に目的ではございますが、事業の実施に関して、運搬からバイオ燃料の加工、そしてエンドユーザーまでは営利活動となりますことから、本町といたしましては、回収から再生利用までの全般について関わるのではなく、初段階である回収を行い、引取業者の運搬につなげていくことが本町の役割であり、当初の回収の段階から引取業者が中心となり、実施していくことが重要であると考えております。

現在実施しています、新聞紙やペットボトル等の集団回収は同様の方法で実施されており、実施団体であるスポーツ団体や PTA などが直接引取業者と連絡をとり、回収を行っております。

引取重量に沿って代金を受け取り、実施団体の活動資金に充てられております。

廃食用油につきましても同様に、食用油を廃棄している各家庭及び事業所と引取業者をつなげ、円滑に回収できる仕組みづくりを検討したいと考えております。

また、議員の発言にもございましたが、福岡市において、イオンモール香椎浜でも回収を行ってあるようですが、内部を洗って乾かしたペットボトルに廃食用油を入れること、天かす等の固形物を取り除くことや、油の種類も、サラダ油・ごま油等の常温で液体の植物系油に限定されていることなど、一定のルールが決められていることから、活動へのハードルもありますが、廃食用油を排出する際の手間に関する工夫や、廃食用油がトラックや航空機の燃料に使用されることを広く周知するなど、循環型社会や、脱炭素政策に関する教育や意識の向上を図り、活動の推進につなげたいと考えております。

これらを踏まえまして、持続可能な事業であるかも含め、実施について、今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（門馬 良） 約15年前に、ここ篠栗町で廃食用油を集める活動が始まっていたということに関しては、大変今お聞きしまして、まだ世の中注目されていない中でですね、この町が先に先にそれをやっていたという事実もあるということを知り、誇らしくも思っているところでございますが、この時代では、まだやはり福岡県なんかもしておりますが、飼料や塗料にこの廃食用油が変わっているところまでだったんだと、そのように思います。

今ですね、循環型社会の構築の鍵とされているこのバイオ燃料、そしてジェット燃料（SAF）ですね、これに関しては、今や廃食用油が本当に鍵でありますので、1リットル数円単位でございますが、売れる時代になっているということで、私はやまやさんをはじめとして、新宮町・宗像市・古賀市、もう既にやっているので、やはり民間会社に売っているということもしっかりと調べてまいりました。

有価物として動いている今動き始めているというところでございます。

糟屋郡として考えたときに、篠栗町、ぜひですね、早いからいいということではありませんが、篠栗町から主導するぐらいのそんな動きを見せていただくと本当にありがたいし、またさらに誇らしく思えるそういう町になってもらえるのではないかと思います。

水道管のインフラ、これも大変心配される中、身近な廃食用油を家庭で排水口に一切捨てないで、町民の協力のもとで集めて、ジェット燃料トラックの燃料、カーボンニュートラルにまさになる、循環型社会への意識が高まるカーボンシティ実現、これがスムーズになると僕は思っております。

町長、最後に一言、前向きな発言をお聞かせ願えればうれしいです。

お願いします。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。

ただいま再度の御質問がございました。

私どもも、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、今、令和7年2月に閣議決定されたことを踏まえて、エネルギーの基本計画によりまして、私どももカーボンニュートラル推進室があるわけでございますので、そこでもって、今後、持続可能な事業として考えていくということを前提に、さらに検討を進めて、再度、実用化に向けて努力してまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（門馬 良） ありがとうございます。

質問順位4番、吉本文枝議員。

どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い一般質問いたします。

今回は、遺族支援となるおくやみ窓口の設置について、町民に寄り添ったサービスの提供という観点から伺います。

町民から寄せられる御相談の中に、家族や親族の死亡に伴う手続きに関する問合せがあります。

遺族は精神的な負担がある中で、死亡や相続の慣れない手続きをすることになります。

私ごとではございますが、単身の叔母の手続きのため区役所、市役所、町役場、関係する機関へ、数日かけて足を運んだ経験があります。

手続のリストをもとに行いましたが慣れない場所で慣れない作業に見落としが不安を感じました。

また、高齢の方が書類に必要な情報の不備から、後日改めて来庁されたというお話や遠方に住んでいる遺族が仕事を休み来庁されるということもあります。

亡くなった方や遺族の状況はそれぞれ様々で、中には、経済的、精神的な支えでもあった方をなくしている場合もあり、今後の生活に対しサポートが必要な場合があると思います。

こうした中で、全国の市町村において、死亡に関する手続きを行うための専門の窓口を設け、手続きについて説明するとともに、亡くなった方や遺族の状況に応じて必要な手続きを抽出し、申請書作成の補助などの支援を行うワンストップサービスを提供するおくやみ窓口の設置が進んでいます。

事前予約制を導入し、遺族は席を移動せず手続きを完了することができ、申請書への記入等の配慮としては、複数の申請書に住所を記入する必要がないように、負担軽減に努められています。

また、粕屋町では、おくやみ手続きガイドブック、志免町では、おくやみハンドブックを活用されてい

ます。

一生に一度経験するかどうか分からない手続ではありますが、亡くなった方に応じた手続きがワンストップで行われると遺族は大変に助かります。

そこで2点伺います。

1点目、死亡届が出されたとき、その後の手続きについて、どのような対応がなされているのでしょうか。

2点目、おくやみ窓口を設置した場合の1番のメリットと設置に向けての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 吉本議員の「おくやみ窓口の設置を」についての御質問にお答えいたします。

御遺族の死亡や相続に係る手続きには、多岐にわたり、馴染みのないことに不安を感じ、大きな負担となっていることは私も認識いたしているところでございます。

令和6年1月から12月までの1年間における町に提出された死亡届の件数は329件でございまして、1日当たり1.4件でございました。

死亡届につきましては最初に葬儀業者が町に提出してまいりますので、その際に、「御遺族の方へ」という死亡届出後の役場での主な手続きを掲載したパンフレットを、葬儀業者を通じて御遺族に渡していただいているところでございます。

質問1の、「死亡届が出されたときその後の手続きについてどのような対応がなされているか」については、全体の流れについて、総務課長から答弁いたしまして、2番目の質問については私からまた答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは、1点目の「死亡届が出されたとき、その後の手続きについてどのような対応がなされているか」についてお答えをいたします。

先ほど町長が申しました葬儀業者を通じて御遺族に渡していただくパンフレットにつきましては、12の項目にわたり、問合せ先、必要書類等を記載し、後日、役場での手続きを事前に案内するものとなっております。

御遺族が役場にお越しになった際には、住民課の窓口で事前に準備している異動届を使い、それぞれ手続が必要な窓口を案内して手続き頂いております。

当日返却が必要な医療証などをお忘れの場合には、後日郵送にて返却できるよう町が郵送料を負担する封筒をお渡しするなど、何度も役場へ足を運ばなくてもよいよう、窓口でのサービスを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 吉本議員。

2点を1回の質問でなさいましたが、分かりやすいようにここで切って、今までの部分で再質問があれ

ばお受けいたしますが。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） すいません、もし、手続きの場所に連れていってくださると言われておりましたが、足が悪い方など、そういう方は、今、現状で多分窓口でも対応されてるんで・・・。

○議長（荒牧 泰範） もう少しはっきり発言してもらえますか。

○議員（吉本 文枝） 対応されていると思うんですが、どのようにされて、今現状ですね足の悪い方とか、お年寄りで見た感じ、ちょっと回っていただくには申し訳ないなっていう方はどうされてるんですか。

○議長（荒牧 泰範） どなたが・・・、田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） ケースバイケースになると思いますけれども、車椅子を御使用頂いたりですとかあるいは一つの窓口のところに別の係の者が伺ってそちらのほうで手続するなど、ケースバイケースで現在のところも対応しております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

ございますか。

○議員（吉本 文枝） ございません。

○議長（荒牧 泰範） はい。

では、町長2点目の答弁を求めます。

どうぞ。

○町長（三浦 正） それでは、私から2点目の「おくやみ窓口を設置した場合の1番のメリットと設置に向けての考えを」についてお答え申し上げます。

おくやみ窓口を設置することにより、御遺族にとっては町での各種手続きにおいて負担軽減を図れることが、第1番目のメリットであろうかとは思いますが。

しかしながら、専用の窓口設置に当たりましては、スペースの確保、専門の人員配置など、利用頻度から考えますと難しい状況であることも事実でございます。

先ほど申しあげましたパンフレットは、令和2年11月に作成したものでございますので、他の自治体の例を参考にして、役場以外での必要な手続きについても記載するなど、さらに分かりやすいものにしてまいりたいと考えております。

デジタル庁では、自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」の取組みを進めております。

これは、窓口手続きにおける住民の負担を軽減し、地方自治体職員の業務負担を軽減するの両立を目指して、窓口サービスの向上につなげるというものでございます。

町でも、国と連携してDXの推進により、全ての窓口においてサービスの向上が図れるよう取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

失礼、再質問ございますか、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 国が進めているワンストップ窓口ですが、いつまでにという目標とかはあるのでしょうか。

また、どのような窓口を目指してあるのか、例えば、書かない、行かない、待たない窓口の現状などを教えていただけないでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

先ほど町長が申しました、国が推進する「書かないワンストップ窓口」は、自治体が管理する情報資産や、マイナンバーカード等によるデジタルの力を最大限に活用することで、書かない、待たない、回らないことを実現した窓口でございます。

本町におきましては、書かない、待たない窓口については既に運用を開始しているところでございます。

例えば、転入転出の手続きにおいて、来庁者が申請書を記入するかわりに、職員がシステム移動情報をマイナンバーカードの情報を用いて行っております。

来庁者には、タブレットの簡単な操作で手続きを完結させるようにしておるところでございます。

あと、回らない窓口に関しましては、令和7年度におきまして各種申請受付における電子化にすべき項目を洗い出したしまして、令和8年度から実施されます国が進めるシステム標準化との運用とともに、窓口改革として実現してまいりたいと考えております。

併せてスペースがどうしても限られておりますので、庁舎で窓口が混雑することがないように、自宅からスマートフォンやパソコンこういったものを使いながら、様々な手続きが完結できるよう DX による窓口改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） ありません。

終わります。

質問順位 5 番、横山和輝議員どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号 6 番、横山でございます。

早速質問に入ります。

「町政の方向性について」質問いたします。

つい最近町長から、我が町は国の補助を頼ることなく自力で町を発展させる、と力強く SNS 上で発信がございました。

おそらく就任当時から抱いていた決意だったと思います。

そこで、まずお聞きしたいのは、国の補助を受けないように努力されてきたのであれば、我が町の財政力指数は近隣の 1 市 7 町でもずば抜けていなければならないと思います。

最新の財政力指数及び糟屋地区でのランクを教えてください。

次の質問は、町長在任 20 年間で多くの事業をされてこられたと思いますが、おそらく国に頼ることな

く実行されたと思いますので、前町長、前々町長と就任時とどう違った内容だったのか、3つの事業についてお聞きいたします。

一つ目は、公民館の建て替えについてお伺いします。

三浦町長在任中は、城戸区の公民館新築がございました。

そして前町長の在任中は、上町・中町・下町及び庄区、乙犬区の5つの公民館の建て替えが実施されております。

その中で、「城戸区と上町区の公民館建設」について、それぞれの総事業費及び費用負担、さらに国等の補助事業の利用があれば、詳細な内訳について説明願います。

二つ目は、町の観光に関する事業についてお伺いします。

前町長時代は観光を重視している町にしては、JR篠栗駅前のトイレは余りにも劣悪であるとの判断で、駅前のトイレ及び観光協会の施設、さらに周辺の工事を行っております。この事業と、三浦町長が設置された観光協会が経営している339Reカフェの建設との事業費の負担内容について説明願います。

さらに、前町長時代に「観光客及びお遍路さんのための遊歩道整備」が行われていると思いますが、この事業の内容及び総事業費、そして補助事業が活用されているのなら、その事業名及び補助内容について説明を求めます。

同様に三浦町政20年間の間で行った観光事業の内容、事業名と事業費、補助事業とその内容の説明を求めます。

三つ目は、「JR九州に工事を委託しなければならない事業」について説明願います。

三浦町長の英断により出来上がった「篠栗駅東側自由通路の事業費」の内訳について教えてください。

そして同じJR絡みの事業として、「前町長時代に行われた田中区へ通ずる道路の拡幅工事」について、総事業費及び事業費の負担内容について説明を求めます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から、「町政の方向性について」の御質問を頂きました。

最近、私は自分自身肝に銘じていることがございまして、それは、「人の言は須らく容れて之を択ぶべし拒むべからず」つまり人の言うことは一度聞き入れてから良し悪しを判断すべきである。

初めから拒否してはならないということでもあります。

「なるほど」「もっとも」という気持ちで聞いて、その後で自分で考え発言しなければならない。

心を開いて聞いて、耳を持つ練習をしているところでございます。

横山議員の「町政の方向性について」の御質問にお答えいたしますが、お答えする前に、横山議員に認識しておいていただきたいことがございます。

私が昨年、SNSで発信した、これからの篠栗町のために私がやりたいことの中で、自主財源をもっと大きくしたい、地方交付税や補助金に頼るのではなく、私どもの町の直接税収でしっかりと運営していくことが今から必要じゃないか。

との発言を、横山議員は国の補助を受けないように努力されてきたと受け取られたようでございますが、私が申し上げたいのは、必要な国からの補助を受けながら、国の補助に頼るだけではなく自主財源の確保に努め、町の発展に取り組んでまいりたいとの決意でございます。

補助金等の財源を積極的に確保することの必要性は十分認識しており、決して国の補助を受けないとの発言ではございませんので御理解頂きたいと思っております。このことを冒頭にお話し申し上げまして、まず、御質問の5項目あったと思っております。財政課長、社会教育課長、産業観光課長、まちづくり課長、都市整備課長から、それぞれ数字等につきまして答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） ではまず、藤財政課長、どうぞ。

○財政課長（藤 忠文） それでは、最初の質問であります、最新の財政力指数及び糟屋地区でのランクについてお答えいたします。

これは、令和6年第3回定例会の決算特別委員会で御説明したとおり、最新の財政力指数は、0.599で糟屋地区内では7番目に位置しております。

糟屋地区内での順位は決してずば抜けておりませんが、前町長在職時の平成15年度の財政力指数は0.499でありますので、この20年間で着実に向上していると言えます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、横内社会教育課長、どうぞ。

○社会教育課長（横内 綾子） 1つ目の「城戸区と上町区の公民館建設」について、それぞれ総事業費及び費用負担、国等の補助事業の利用についてお答えいたします。

上町区の公民館については、総事業費は約2億2,800万円、臨時経済対策債を活用し、（交付税）算入率45%で実施しております。

城戸区公民館については、総事業費約5,000万円で、篠栗町公民分館整備費補助金交付規定にのっとり、城戸区が建設したものであり、地元負担金が約1,600万円町の負担金が約3,400万円でございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、松熊産業観光課長。

はい。

○産業観光課長（松熊 大） 2つ目の「町の観光に関する事業」についての御質問に答弁いたします。

まず、篠栗駅前トイレをはじめとした周辺整備に関しまして、平成14年12月に整備いたしました篠栗駅前公衆便所建築工事では、現在の駅前公衆トイレと観光案内所の新設に合わせて、周辺の緑化工事などを行っております。

事業費の内訳として建築設計監理業務費に327万7,050円、建築工事費に4,886万8,050円、合わせて5,214万5,100円となっております。

補助金は活用しておらず、日本新生緊急基盤整備事業債を活用し、事業費の47.5%相当が交付税措置されております。

令和3年10月にオープンいたしました観光交流拠点339Reの建設事業につきまして、当該施設の設

置者は一般社団法人篠栗町観光協会でございます。

建設費用は総額として1,710万6,360円となっており、当該建設事業に対し

1,500万円を補助金として町から観光協会へ交付いたしております。

その財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものでございます。

次に、「観光客及びお遍路さんのための遊歩道整備」についてお答えいたします。

平成8年度から平成16年度までに、観光目的に行われました遊歩道整備工事は、維持補修等の軽微なものも含めて14件あり、その総額は約4,850万となっております。

補助事業は活用しておりませんが、「若杉山巨木周遊歩道等整備工事

2,276万2,537円」及び「畝原遊歩道紅葉植栽工事301万4,556円」については、臨時経済対策事業債を活用しており、事業費の45%相当が交付税措置されております。

次に、この20年間の間に行った観光事業の事業費等について説明いたします。

平成17年度から令和5年度までに補助金を活用して実施した観光事業は8件ございまして、総事業費は約6,800万円でございます。うち補助金は約2,800万円でございます。内容としましては、篠栗公園や御田原における公衆トイレ新築工事のほか、イベント開催やインバウンドに係る観光コンテンツ造成業務並びに森の案内人養成講座でございます。

またこのほか、令和2年度以降は、福岡県宿泊税交付金総額1,272万6,000円を活用し、パンフレット作成業務や九大の森の整備事業、登山道整備事業、観光PR動画制作事業などを実施いたしております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 3つ目の「篠栗駅東側自由通路の事業費」の内訳について」の御質問にお答えいたします。

JR九州への内訳は、測量設計が平成27、28年度で合わせて5,815万2,225円。

工事が平成29、30年度合わせて、7億1,851万9,676円でございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 最後に、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 3つ目の「JR九州に工事を委託しなければならない事業についてのうち、前町長時代に行われた田中区へ通じる道路の拡幅工事について」の御質問にお答えします。

総事業費及び事業費の負担内容につきまして、総事業費は約2億8,030万円。

うち、臨時経済対策事業債にて2億7,210万円を事業費充当され、このうち45%が交付税算入されております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 横内社会教育課長、発言中、「45%算入」という言葉がありましたが、「交付税算入率」に読替えさせていただきます。

はい、再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） では、まず冒頭に町長から言われた、国の補助を頼るのではなくて、きちんと活用した上で自主財源を増やすと、直接税収を増やすと、ごもったもな意見だと思います。

ただ、直接税収を増やすということはですよ。大きく分けて、一つは人口を増やすということですね。そしてもう一つは企業を増やす。この2つが大きくなね、直接税収を増やすための割合を占めてると思うんですけど、ただ実際、人口に関してはどうでしょうか。篠栗町というのはここ数年ずっとですね、少しずつ増えたり減ったり、ほぼ横ばいの状態です。

ただ糟屋郡内を見ますと久山が増えてますね、右肩上がり。須恵町なんてもうあと数年したらもしかすると篠栗町を超すかもしれないぐらい人口が上がってきてます。

粕屋、志免、新宮と、新宮町はちょっと離れてますけど、もうそこは言うまでもなく、物すごく増加しております。

これ人口っていうのは本当に分かりやすいバロメーターだと思うんですね。

この町に住みたい、この町が魅力的だと、便利だということで人が集まると。ただ現状を見ますと、周りはずっと増えていってる中で、篠栗町っていうのは、ほとんど増えてない状態です。

ここで、三浦町長が20年間でですね、この人口に対して、どのようにね、対応してきたのか。ここをお聞きしたいのと同様に、企業に関してもですね、この20年間、直接税収を上げるために、どのようなことを行われてきたのかそこをお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） 一部質問の趣旨と異なるところある・・・、お答え頂けますですかね。

どうぞ。

○町長（三浦 正） 今議長からも言っていただきましたが、再質問という内容ではない、新たな項目についての御質問ですので、手元資料ございませんので、御期待に添える対応ができるかどうかは分かりませんが、当然のことながら人口に対して、私どもも第1期からまち・ひと・しごと創生総合戦略篠栗町版を一生懸命作った上で、人口減少を食い止めるための努力を相当してまいりました。

当然のことながら、一戸建ての住宅もずっと増えてきたわけでございますし、これからもまた新たな住宅地の開発の御要望も受けているところでございます。

そうしたことから、本来の社人研が想定しております2060年人口の下降カーブからすると、少し押し留まっているということではございます。

今お話しのように、糟屋郡、他の7町を古賀も含めてといいたいでしょうか、他の6町に比べると伸びは非常に鈍化しているところで御心配されるところもあろうかと思いますが、これからも一伸び必ずする、いろんな開発等が進んでいるところでございますので、もうしばらくご静観頂ければというふうに思っております。

企業に対しましても、企業、先ほど来、産業団地で三企業しか進出しておりませんがというお話がっておりますが、あとの3つの地域、区画につきましても、必ず企業が久原本家さんとアトムさんが来るわけでございます、それについては企業の増加による税収も見込まれるわけでございます。

また、和田地区の下川原天神免地区では、もう皆さん御承知のように新たにぎわいゾーンがスタート

いたしました。

もう一つ、津波黒地区では、これは今まだ企業名は伏せておりますけれども、もう田の耕作は中止されて造成が始まっております。これは、いわゆる配送センターができて、そこにも私どもの税収を直接寄与する工場が建つわけでございます。

また、私が昨日の冒頭の施政方針の中で一部触れました九州大学演習林がその用途をもう閉じようとしている中で、篠栗町と共に開発にしっかりと手を組んでほしいということを、今度の3月14日に総長に直接お願いする段取りになっております。

これは土地を買っていくって話ではございませんで、ともに開発していこうということでの財務部長まではオーソライズされているところでございますので、これによってまた新たな展開が出てこようかと思っております。そういう意味でのポテンシャルはまだまだ持っているわけでございますので、それを踏まえた私どもの中長期財政計画につきましては予算審議の際に、担当課からご説明ご発表をいたしますけれども、当然、今は辛抱の時期ではございますが、数年経ちますと必ずや黒字転換し、将来にわたって、それが持続するという流れになる、今試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、横山委員。

○議員（横山 和輝） ちょっとこれ財政課長にお尋ねしたいんですけども、今答弁のときに財政力指数は0.599、現在の財政力指数はですね、一昔前までは0.4何で上がっておりますというようなこと言われましたけれども、糟屋郡全体ではどうなんですかね、その財政力指数というのは、全体的に上がってるんじゃないかなと思うんですけども。

そこを答えてもらってよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） 財政課長、資料はございますか。

横山議員の質問の意味としては、他も全部上がってるんだったら、そこは答弁がおかしくなるという、私も理解できますんで、資料がないのであれば暫時休憩して資料を用意していただきたいと思いますが。

はい、財政課長。

○財政課長（藤 忠文） はい、お答えいたします。

平成15年度の糟屋地区全体の数字から令和5年度までの数字は全体的に上がっております。

○議長（荒牧 泰範） はい横山議員、再質問あればどうぞ。

○議員（横山 和輝） そうですね町長にお尋ねしたいんですけども、補助事業っていうのはきちんと活用していくということですけども、この20年間でですね、各課でですね、補助事業に乗せるために、どのような取組みを行ってきたのかですね。私としては、例えば、町費をできるだけ使わないように事業を進めてほしい、まちづくりをしてほしいということで、これが昔みたいに40%とか、50%とかいうような補助事業というのは、もう今はそうそう見つからないかもしれませんけれども、これきちんとですね、県に出向いて話をしたり、国にも話聞いたりですね、してどうにかして補助事業に乗せて、5%でも10%でもいいですので、それによって町費を使わず、もうその分浮いた分といいますか、それを使わな

かった分を行政サービスのほうに回してもらいたいという考えはあるんですけども、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今お話がありました、先ほど来、幾つかの項目について、前町長時代のいわゆる事業の差異を明確にするための確認の御質問がございました。

当然皆様方よく御存じのとおり、平成13年いわゆる臨時経済対策事業というのが国によって大々的に行われました。

これはもともとバブルの崩壊が1991年から93年ぐらいのところでありまして、景気の低迷がずっと続いていたわけでございます。

それに対して、国は何とかして、景気の底上げをしなければいけないといういろいろな取組みをしてきたわけでございますが、皆様御承知のように低迷する20年というのがずっと過ぎ続けていくわけでございますが、そこでいわゆる過去の成功事例に頼って、国はいわゆる地方公共団体の箱物行政による建築土木工事の受注の増加による景気の底上げを図っていきました。それにうまい具合にタイミングとして乗って数々の事業をなされたわけでございます。最終的には、この臨時経済対策事業というのがほとんど効果を示さない状況になりまして、安倍政権に代わってすぐさま三位一体の改革ということに変更になりました。

私になってすぐでございまして、これは地方交付税を5.1兆円下げますと、それに代わって国庫補助負担金の改革をいたしますと4.7兆円上げますということで、5.1兆円つまり5.1兆円ということは私どももの町にすれば5億円程度、交付税がガグッと下がって、当然それに対して国庫補助金の負担金を上がるということですが、それに見合う分の上がりには期待できませんでした。

そういう三位一体の改革という、全く方針転換がなされたわけでございます。その後、御承知のように、民主党政権になりました。こうなってくると、コンクリートから人へということで、また補助金がいよいよ変わってきまして、いろんな紐つきの補助金があったにもかかわらず、これを全体にまとめて社会資本整備交付金という一体で、県にどんと総額で渡して、その自治体間の取り合いということが発生するようになりました。

この社会資本整備交付金というのは今も生きておりまして、今も社会資本整備補助金というものがあって、それを県に申請するという流れでございます。

これを県内自治体が申請額に応じて、その割り振りをされて何%かもらうというのがずっと続いているわけでございます。

社会資本整備交付金につきまして私ども、先ほどまちづくり課長から説明は省きましたけれども、東側自由通路の際には約38%の、金額的には3億8,000万ぐらいの3億7,700万の交付を受けて、事業としてスタートしたわけでございます。

それにつきましても、議員が御指摘のように私も何度も何度も、県に足を運びまして、そしてなおかつ、それだけじゃらちがあかんということで、地元の議員を通して総務省まで頼みに行って、やっとこの38%という率的には高い率ですよ、ということで当時の中尾建築都市部長から喜んでくれました。そう

いうふうな配分を受けて事業としてやっていったわけでございます。

現在は、緊急防災・減災事業債であるとか、国土強靱化に伴う交付金であるとか、そういうものを中心にやっていかなければいけないし、それについては私どももしっかりとアンテナを張って取り組んでいるわけでございますので、決してないがしろにして、アンテナを張るのをやめて、努力を怠っているということではございませんので、その辺は職員の努力をしっかり私も確認しておりますので、そういう取組みは継続してやっているということをお含みおき頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 町長が実際足を運んで、そういった補助金なりなんなり乗せるように努力してるといのは分かりましたけども、私が聞いたのは、その各課で、やっぱそういう、それこそ全てを町長が見るっていうのは、不可能だと思うんですね。

多忙です。各課にそういうのを刷り込まして、各課でそういう一つ一つその事業するなり、予算を組むなりするときに、何かそういうことがないかという徹底するべきじゃないですかという質問をしたんですけども、その点はどうでしょう。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それは当然のことございまして、私ども各課とも、こういう事業をするに当たってこういう交付金はないかという、最終的な私の1月に行う予算査定の際にもちゃんと確認はしますし、各課においても、それぞれ、関係省庁、県等協議していきながら、少しでも交付金あるいは補助金をもらえるような努力は継続してやっているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） なぜ私はこういった質問するかというのはですね、まあ過去に、それこそ産業団地の法面保護工事業業というのがございますね。あそこの補助金がですね、あそこ総事業費が13億ぐらいですかね、13億に対して補助金が4億5億ぐらい出たと思うんですけども、これはもう工事が始まった後に補助金に乗せれるっていうことが分かったということで、特別会計から一般会計に移して補助事業に載せたということなんですけれども。

本来何億という補助金が出るっていうのは、もう最初からですね分かってないといけなかった、やっぱそういうことをねアンテナを張っていれば、もう途中で気づくのではなくて、最初からそういうことができたんじゃないかと。結果的にはできてるんでいいんですけども。こういった事例があるので、またほかにも見逃していることがあるんじゃないかと、思って質問してるわけですね。

なので各課に、それこそもう、県に行かせるぐらいの勢いでですね、していただければと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの法面工事について、多少御認識が違っているなというところがございませぬ。

これは工事をしていく中で、私ども国道事務所の外部の管理者のところから、法面でパイルを20本ほ

ど、もっと多かった、40本ほどですかね、打たなければいけないということがあって、これについては10億ほどかかりますよ、ということをして工事造成して行く途中で私が担当課とともに、当時のまちづくり課三明課長でございましたが大事ができましたということで来て、すぐさま東京に行って総務省にこういうことの補助ができないだろうかということで頼みに行った経緯があります。当時の市町村支援課、まだ地方課と言っていたかもしれませんが、「そこに緊急防災・減災事業債を使ってやらせなさいよ」と言うご指示をいただいて、県にまた戻ったわけでございまして、県からは「どうして私どものほうから先にかないのですか、国から言われると私どもの立場がありません」というようなお叱りをいただきましたけど、それほど緊急だったとことで私も動いた経緯もあります。ですから、後づけで、これが分かったということでやったわけではございませんで、ただ特会でやることには難しいんで一般会計でやります、ということをして議会で御説明して御理解頂いたわけでございまして、そういうことをのんびり構えとって、後から戻ったというのはちょっと御認識が間違ってるかなと思っております、慌てて一生懸命動き回って、やっと交付金はもらえた。

そもそも他に、いろいろ私ども一般事業、今回もあるわけですがけれども、1番県に行きますのは都市整備課長、それから農林事務所に産業観光課長、あるいは担当課、この辺は必ず私どもも懇意にしてしっかり行きましようということで、私も事があれば御挨拶に行きますし、担当課はみんなそういう面で歴代そういう対応をしておりますので、御心配頂く気持ちは分かりますけれども、しっかり対応しているということで、私もさらに指導してまいりたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 12時を超えと思われませんが、あと一名でございますので最後まで行かせていただきたいと思えます。

質問順位6番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

本日は、「自分らしく生きるために終活支援の取組みを」についてお伺いいたします。

終活とは、自分の最期を見据え、様々な準備や身の回りの整理をし、これからどのように生きるか、前向きに考え、老後の生活を豊かにする取組みでもあります。

高齢化が進む中、自分の最期をどう迎えるか、その後のことを家族や周囲にどう託すかを考える人が増えてきています。

また、超高齢化、多死社会へと構造が変化する中で、家族が担ってきたことを任せる人がいない方が増えていくと考えられます。

厚生労働省の国民生活基準調査によると、65歳以上の単独世帯は、2022年837万世帯で、2011年の倍に増加し、未婚者の進行で、将来にはさらに増える見込みと予測しています。

神奈川県横須賀市では、市民の尊厳を守りたいということから、「エンディングプランサポート事業」と「終活情報登録伝達事業」の二つの終活支援事業を行っております。

「エンディングサポート事業」は、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、かつ、生活にゆとりがない方などが対象で、低額で死後事務委任契約を締結し、市が見守る事業です。

「終活情報登録伝達事業」は市民であれば誰でも登録でき、内容は、緊急連絡先、かかりつけ医、葬儀等の生前契約先、リビングウィルや遺言書の保管場所、墓の所在地など、自由に選択して登録し、万一の時は本人が指定した者や、関係機関等の問合せに市が本人の意思に沿って対応するという事業で、登録者数も増えているそうです。

そこで、次のことをお伺いいたします。

1、特にひとり暮らしの高齢者にとっての終活は喫緊の課題と考えますが、終活支援の重要性に対する見解をお伺いいたします。

2、福祉課が行っている講座においてエンディングノートや人生会議資料を配布されていますが、さらに多く町民に周知する考えについてもお伺いいたします。

3、篠栗町の実態に即した独自の終活支援事業の構築で町民を支援する考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、太郎良議員から「自分らしく生きるための終活支援の取組みを」ということで、御質問を頂きました。

高齢化社会における重要なステージについての御質問でございます。

2025年問題といういわゆる団塊世代が全て75歳以上となる超高齢化社会の到来について、かねてから様々な場面で論議がなされてきました。

多くは、企業において働き手世代の急激な減少への対策といったテーマでの話題となることが多かった記憶がございますが、2025年問題が現実となると、太郎良議員が御指摘されました終活支援という取組みも大変重要だなと感じるところでございます。

御質問は3点ございましたが1と3は私から答弁し、2については福祉課がかなり踏み込んで取り組もうとしておりますので福祉課長から答弁をいたしますのでよろしくお伺いいたします。

失礼しました、1は私でございました。

「ひとり暮らしの高齢者の終活支援の重要性に対する見解は」という御質問でございました。

令和6年4月1日現在、篠栗町における65歳以上の人口は7,855人で、高齢化比率は25%でございます。

この中で、高齢者の1人世帯は2,252人、高齢者夫婦のみの世帯は1,727世帯存在いたします。高齢化と核家族化の進展に伴い、高齢者の単身世帯が本町でも増加しており、今後身寄りのない高齢者の数が増えることと予測されます。

特に頼れる身寄りがいない高齢者にとっては、自身の意思を尊重した生活設計が求められると考えます。

このような状況において、終活は単なる準備にとどまらず、高齢者が人生を見詰め直し、最期をどのよ

うに迎えるかを考える重要なプロセスであろうと考えております。

○議長（荒牧 泰範） すいません。

1問ずつ分けさせていただきたいと思いますので、今の1問目の答弁に、再質問があればどうぞ。

はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 今身寄りのない人もどんどん増えてくるっていうことでしたけども、現在、身寄りのない人が亡くなった場合の対応はどのようにされてるのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、福祉課です。

身寄りがない方につきましては福祉課のほうで火葬させていただいております。

令和4年に1件、令和5年に3件、令和6年は今のところございません。

まず、葬儀社のほうに連絡をいたしまして、引き取っていただいて、火葬から集骨までさせていただいております。

あと後に戸籍等を調べまして、もし親族の方がお引取りされるということでしたら、そちらのほうにお渡しをしております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 確認なんですけれども、それは亡くなられたらすぐに火葬をもう全部行うということでもよろしいんですか。で思ってよろしいんですか。すぐ。何ていうんですか、身内を探すとかじゃなくて、身寄りのないっていうか、誰ももう即、亡くなられた時点で火葬をするという考えとっていいんですか。

○議長（荒牧 泰範） 今の答弁は、そう対応して、後で身寄りが分かればという表現をされてたと思いますが。

1問目の再質問よろしいですか、はい。

では、2問目の答弁を村瀬福祉課長に求めます。

○福祉課長（村瀬 菊子） それでは、2つ目の「エンディングノートや人生会議資料配布の周知について」の御質問にお答えいたします。

まず、人生会議とは、もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族や友人、医療スタッフなどと話し合い、共有する取組みです。

エンディングノートや人生会議の資料を配布することで、高齢者自身がこれらの情報を得て、自分の意思を明確にし、家族や周囲とのコミュニケーションを円滑にすることにつながります。

福祉課では、住民講座や認知症カフェなどで、エンディングノートや人生会議資料の配布を行い、周知は広報やホームページを通じて行っております。

さらに、令和7年度の事業計画では、福祉課単独講座を超え、町と包括連携協定を結んでいる大学や企業と協力し、産官学連携で高齢者の終活支援を進めていきます。

福岡工業大学と共同事業の多世代交流の場、元気もんラボではエフコープ生活協同組合のライフプランア

ドバイザーによるエンディングノートの作り方講座も開催されます。

さらに、高齢者の相談相手でもある民生委員の方々にも終活講座を受講してもらうため、エンディングノートを活用した研修会の開催を働きかけています。

これにより、民生委員の方々には、高齢者広く周知していただけるものと考えております。

今後、篠栗町社会福祉協議会とも連携し、より多くの講座を開催し、参加者が直接質問できる場をつくることで、より多くの町民に関心を持ってもらえるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、2問目の答弁に再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 今、参加者が直接質問ができる場を設けることで多くの町民に関心をもって答弁してくださいました。

終活支援の窓口みたいなのがあれば、その講座に行かなくても相談とか行って安心にもつながると思うんですけども、そういう考えはお持ちでしょうか。

窓口ですね、役場の。

○議長（荒牧 泰範） 質問ではさらに広く町民・・・。

課長、町民に対する周知の分も十分答えてらっしゃるんで、窓口に来いってという再質はちょっとなじまないと思いますが。

○議員（太郎良 瞳） 個人の質問ができる場を設けることでって書いてあるので。

○議長（荒牧 泰範） 答弁頂けますか。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい。

参加者が直接質問できる場を設けることでと、先ほど述べさせていただきました。

今でも、福祉課では直接地域包括支援センターのほうで直接相談に乗らせていただいておりますし、出向いて出前講座等でも、あと元気もんラボの認知症カフェをこの間行いましたが、その場でも直接、質問のほうに答えさせていただいておりますので、常日頃からこのようなことは行っておりますが、さらに一層していきますというふうに述べさせていただきました。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、では、3問目を町長よろしく申し上げます。

○町長（三浦 正） それでは、3問目の「篠栗町独自の終活支援事業の構築で広く町民に支援する考えは」との御質問にお答えいたします。

神奈川県横須賀市の「エンディングプランサポート事業」及び「終活情報登録伝達事業」は、市民の尊厳を守るための重要な取組みであり、高齢化が進む現代社会において、その意義が高まっております。

これらの事業は、ひとり暮らしの方や頼れる身寄りがない方々への安心を提供するものと理解しております。

「エンディングプランサポート事業」では、低額で死後事務委任契約を締結でき、市が見守る体制を整

えています。

これにより、経済的に余裕がない方々でも、自身の最後に関する事務手続を安心して任せることができます。

対象者は、ひとり暮らしで頼れる身寄りのない高齢者の方、そして、所得や預貯金・不動産などについて要件を満たす必要がございます。

「終活情報登録伝達事業」は、市民が自由に情報を登録できる仕組みとなっており、緊急連絡先やかかりつけ医、葬儀の生前契約先リビングウィルや遺言書の保管場所、墓の所在地などを登録可能です。万が一の場合には、市が本人の意思に沿って対応し、登録者が自分の意向を尊重される支援を受けられるものと理解しております。

篠栗町といたしましては、篠栗町社会福祉協議会や関係機関等で、このようなエンディングサポートができないかを働きかけていきたいと考えます。

また、今後、終活情報登録伝達事業を研究し、高齢者向けの相談窓口を改めて設置することや、個別のニーズに応じたアドバイスやサポートを通じて、住民が安心して生活し、尊厳を持って最期を迎えることができるよう、最大限の支援を行います。

今後とも、住民の皆様の声に耳を傾けて、よりよい支援体制を築いてまいりたいと考えます。

○議長（荒牧 泰範） 3問目、再質問ございますか。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時12分

令和7年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月13日 (採決)

令和7年 第1回 定例会 会議録

日時 令和7年3月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

○議長（荒牧 泰範） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

それではただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程はタブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは日程に従い、議事を進行いたします。

日程第1、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について〕」、本議案は、物価高騰対応重点支援給付金事業実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,081万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億736万円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付費に1億3,600万円を増額。

主な歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億4,081万9,000円を増額補正するものです。

また、繰越明許費として、物価高騰対応重点支援給付金事業1億4,081万9,000円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め決定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について〕」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について〕」、本議案は、令和6年12月22日に発生した庁舎漏水事故復旧のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,446万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ152億2,182万6,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、庁舎漏水事故対応工事に578万6,000円。

戸籍システム関連機器設置業務委託に385万円を増額。

主な歳入では、地方交付税1,446万6,000円を増額補正するものです。

また、繰越明許費として、戸籍システム関連機器設置業務委託385万円を追加するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） 変更なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第2号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、議案第5号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第5号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」本議案は、令和6年の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

主な改正の内容は、令和6年の人事院勧告による期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを年間の賞与に反映させたものと、給料表改定の概要です。

一般職では、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引上げ、議会議員及び特別職では、期末手当の支給月数3.45月分に引上げを行うものです。

給料表の改定につきましては、若年層に重点を置いて、給料月額が引上げられます。

改正条例は公布の日から施行ですが、給料表の改定については、令和6年4月1日に遡って適用されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」本議案は、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第61号が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、乳幼児に対する食事の提供に当たって、家庭的保育事業等に求めている、必要な配慮について見直しを行うもので、乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士について必要な配慮とするものであります。

なお、本条例は令和7年4月1日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「財産の取得について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「財産の取得について」本議案は、小学校の特別支援教室増加に伴う備品の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得の目的は小学校特別支援教室増加に伴い備品の購入を行うため、取得する財産は小学校備品一式で、契約金額は710万6,000円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は福岡県筑紫野市紫2丁目2番10号、株式会社オフィスステーションカジワラ 代表取締役 梶原 日出男 であります。

執行部の説明では令和7年度町立小学校に特別支援教室を増加することに伴い、教卓、教師用の机、椅子など、必要な備品を配備するものと説明がありました。

なお、納期については、令和7年3月28日でございます。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介をします。

「当該備品は一括購入することで安価になるのか」との質問に対し、「一括購入することで値引き等の企業努力がありメリットがある」との回答でございました。

また、「入札のための仕様書はどこで作成するのか」との質問に対し、「学校教育課で教室に適合したものを選定し同等品以上のものを指定している」との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。
本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号、字の区域の変更及び町丁目の区域の設定について、本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

内容は、大字尾仲、大字若杉、大字和田の一部区域を廃止し、新たに尾仲1丁目から尾仲8丁目までの町（丁目）の区域を設定するものであります。

実施日は、尾仲1丁目から尾仲3丁目を令和7年11月1日土曜日。

尾仲4丁目から尾仲8丁目を令和8年11月7日土曜日に実施する予定とのことであります。

執行部よりアンケート調査について説明がありましたので、報告をいたします。

住民説明会開催後に全戸配布し回収率31.7%、集計結果では尾仲92.02%、2番目に勢門2.72%のことであります。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範）ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第9号「町道の認定について」本議案は、宅地開発により造成された道路を新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものです。

認定路線名は、和田地区87号線、和田地区88号線、和田地区89号線、和田地区95号線までの、4路線です。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第9号は委員長の報告通り可決されました。

日程第8、議案第10号「町道の路線変更について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第10号「町道の路線変更について」本議案は、現地確認により既存道路の終点並びに延長及び幅員が変更となったため、道路法第10条第2項及び同条第3項の規定により、路線を変更するため、議会の議決を求められたものです。

変更路線名は和田地区4号線です。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） 委員長すいません今のところ、篠栗地区4号線の間違いではないでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 失礼しました。

篠栗地区4号線です。読み間違えまして申し訳ございません。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は津波黒地区水路浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は津波黒区水利組合、免除する受益者負担額は12万6,500円です。

執行部の説明で、実施理由について津波黒地区内の特別養護老人ホームに隣接する農業用水路が土砂で堆積しており、大雨時に一部冠水して、施設入居者等をはじめ、周辺の方の安全な避難等を確保する上で対策工事が必要になったとのことで、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号の町が防災等の目的により工事を行うときの規定に基づき免除し、受益者負担額は工事費の100分の10とのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

「免除の理由が防災上の観点であれば、今回の農業用水路に適用する判断の理由は」、との質問があり、

「北側が山であることから雨水などと一緒に土砂が大量に流れ込んでいるため、防災の観点から当該工事を行った」との回答がございました。

また、「当該水路を管理者が日常から使用管理していれば、これほど土砂が堆積することはないのではないと思うが、当該水路は必要か」との質問があり、「この水路は下流域に田んぼがあるため農業用水路として利用されていることから、当該条例の規定を適用している。しかし、地域の農業従事者の方が高齢化しており担い手がない状況もあり、地域の現状に柔軟に対応することが必要であるため、今後、地域の方々と連携を密にしながら協議し、持続可能な農業用施設の維持に努めていく」との回答がございました。

さらに、「町内には使用されず同様に管理されていない農業用水路が少なからずあると思う、使用管理していない水路について、権利の放棄を条件に町の管理に移行するなど施策を考えるべきでは」との要望があり、「篠栗町土木工事負担金徴収条例は昭和43年に制定されているが、年数がたち現状を鑑みると今後改正が必要と感じている。大雨が降ると水路に土砂が堆積するが、特に上流域の井堰で堆積すると町内全域に影響を及ぼすため、受益者負担を徴収する相手の限定が非常に難しく苦慮するため、当該条例の改正にも取り組む」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号「農業施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第12号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号の規定により免除することについて、同条第3項の規定により議会の同意を求められたものです。

工事名は宮田井堰取水ゲート整備工事、工事箇所は大宇津波黒地内、受益者は和田区水利組合、免除する受益者負担金額は1万1,880円です。

執行部の説明で実施理由について、取水ゲートが経年経過により開閉できなくなり営農の支障を来しており、機体及び開閉装置の整備工事が必要になったとのことで、多々良川可動井堰に関する施設管理協定第6条により、適用除外施設として受益者負担を免除することが定められているため、当該工事費23万7,600円の100分の5である1万1,880円を免除するとのことです。

当委員会で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第12号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第13号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第12号）について」、本議案は、既定の予算総

額から歳入歳出それぞれ6億1,589万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ146億592万9,000円とするものであります。

予算の内容といたしまして、主な歳出では、増額については、障がい児保育事業補助金1,422万6,000円、総合保健センター運営費1,854万1,000円ため池耐震診断業務委託1,191万円などを増額し、減額については、ふるさと納税寄附金事業費2億7,900万円。

児童手当1億7,933万5,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金8,087万9,000円などを減額するもの。

続いて、主な歳入では、増額については、地方交付税1億1,350万6,000円、財産収入2億9,331万7,000円などを増額し、減額については、国庫支出金1億5,922万1,000円、寄附金5億4,877万3,000円、繰入金2億6,119万2,000円などを減額するもの。

併せて、給与条例改正に伴う人件費を6,867万8,000円の増額補正、入札執行残及び経費節減等の執行残の減額補正でございます。

繰越明許費の補正として、庁舎耐震補強及びその他の改修事業ほか4件で総額3億5,250万6,000円を追加するもの。

債務負担行為の補正として、業務量調査業務委託（令和7年度）356万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金（令和7年度から令和25年度）6,548万8,000円を追加するもの。

地方債の補正として、一般補助施設整備等事業2,020万円を追加し、地方債の限度額の変更として、公共事業等に2,880万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業750万円、緊急防災・減災事業6億3,850万円、学校教育施設等整備事業3,960万円、脱炭素化推進事業6,790万円にそれぞれ変更するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果、全員賛成です。

よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第14号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億6,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,359万9,000円とするものでございます。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費216万7,000円の減額及び医療費等療養諸費1億6,700万円の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

ここでお断り申し上げます。

先ほどまでの採決に、この部分で「採決は押しボタンにより行います。」という文言が欠落しておりましたので挿入させていただきます。

では、採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第15号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」、本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ96万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,771万9,000円とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費128万5,000円増額し、保険料負担金の確定に伴う補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第16号「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」、本議案は、既決の予算

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出178万8,000円を増額し、収益的支出の総額を5億8,604万円とし、収益的支出額に対し5,917万8,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費178万8,000円の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15号、議案第17号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

○議長（荒牧 泰範） 栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第17号「令和6年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」、本議案は、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から収益的支出

115万4,000円を増額し、収益的支出の総額を8億8,263万1,000円とし、収益的支出額に対し854万9,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費115万4,000円の補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第16、議案第18号「令和7年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第18号「令和7年度篠栗町一般会計予算について」、本議案は、令和7年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ145億3,181万1,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し18億1,002万8,000円の増額となっております。

主な増額要因は、児童手当、保育所運営費委託料、自立支援サービス給付、ギガスクール端末購入費、小学校屋内運動場長寿命化改修工事、キッズドリーム幼稚園増改築補助金、記念体育館空調工事、彩り台恒久法面对策工事、消防自動車購入費などであります。

また、主な減額要因は、ふるさと寄附金返礼品及び公債費の減少などであります。

債務負担行為について、福祉総合計画策定業務委託（令和7年度から令和8年度）に1,669万7,000円。

児童館指定管理（令和8年度から令和12年度）に5億4,726万円。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証（令和7年度）総額4億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計。

教育施設照明LED化リース（篠栗中学校）（令和7年度から令和17年度）に5,280万円。

教育施設照明LED化リース（総合運動公園）（令和7年度から令和17年度）に9,504万円が計上されております。

地方債について、地方債の限度額は、防災対策事業、社会福祉施設整備事業のほか、合計7件の事業債で総額11億3,930万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

なお、横山議員より、予算修正の動議があり、予算の修正案が横山議員提出（賛成者）浦野議員、門馬議員の3名により、彩り台恒久法対策工事について、北地区産業団地の地滑りの原因が設計施工ミスなのかは自然災害なのか、不透明のまま当該工事を施工することは、第2の被害が発生する可能性があるため、原因究明後に、その調査結果をもとに工事を行うことが先決ではないかとのことで、当該費用1億2,060万2,000円を削減する修正案が提出されました。

修正案に対しての質疑及び討論はありませんでした。

その後、予算原案について討論を行いました。討論はありませんでした。

当委員会において慎重審査の上、予算修正案の採決の結果、賛成少数で否決され、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ではまず反対の討論の方。

はい、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

以下の理由で反対いたします。

本予算内に、彩り台恒久法対策工事約1億2,000万円を投じ、地滑りにて崩落した箇所を補修する工事が計上されております。

この崩落箇所は、当初行った補強工事や設計ミスによる補強不十分なものであったのか。それとも基準にのっとりしっかりとした補強された状態で崩落したのか。執行部の説明では明らかになっておりません。

前者であれば、補強工事が不十分であったとして、設計施工会社に追及し、補強しなければいけません。後者であった場合、基準を満たした工事だけでは不十分となり、今回予算で上げた工事を行ったところ、また同様に崩落する可能性も十分に考えられます。

今回補強を行おうとしている工事箇所が、最初から必要であったのか否か。執行部自体が原因を把握しきれていない中で、補強工事を行うことは、新たな問題を生じる恐れがございます。

まずは確信を持てるまで、原因究明を最優先し、その後、工事内容を決めるべきだとし、反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に賛成の討論のある方。

太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

議案第18号に賛成の立場で討論いたします。

この議案は、令和7年度一般会計の予算です。

北地区産業団地内の法面の一部に地滑りがあり、その対策工事について、様々な意見がありますが、法面に面する事業用地の進出企業も決まり、今後、計画も進まれると思われることから、一連の調査・対策工事を連続して行い、早期に工事を完結し、企業の建築工事に影響を与えないことが、町の責任だと考えます。工事の万全を期さなければならないことは、いつの時点でも同じで、対策工事をとめる必要はないと思います。

また、この議案は、令和7年度の住民サービスの大切な予算でとめることは考えられません。

したがって、私は、議案第18号に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

はい、浦野委員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

令和7年度篠栗町一般会計予算には、彩り台恒久法面对策工事として、

1億2,060万2,000円が計上されています。

これは、北地区産業団地事業用地2の北側及び西側法面の滑りか所に恒久的な対応が必要であるとのことであります。

しかしながら、産業団地造成において、地震や豪雨に対し、安全性を担保するものとして、県への許可申請及び完了報告があり、これによって安全性に問題はないとの執行部の説明であります。であれば、今回のような地滑りなど起こるはずもないと考えます。

しかし、実際には地滑りが発生しており、設計か施工段階において瑕疵があったものではないかと考えます。

あるいは設計・施工に問題がないのであれば、産業団地自体がそもそも耐久性のない土地であると予測されます。

また執行部は、原因調査しながら、並行して対策工事を行うとのことであれば、原因究明がされてこそ対策工事の内容が決定できるものであると考えます。

そのため、調査と対策工事を並行して行うことは到底納得できないところであります。

以上により、原因調査を最優先に行うべきと考え、この一般会計予算案に反対いたします。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良であります。

一般会計予算に反対いたします。

本予算内の彩り台恒久法面对策工事、約1億2,000万円を投じて行うものでありますが、まず今回の予算委員会の中での質疑応答を聞き、計画当初時点でのボーリングも含めた調査が、不十分なものであつ

たと感じ、また、地滑りを起こした後の調査会社によるボーリング調査結果においても、執行部による説明が曖昧で到底納得できるものではなく、不十分な調査からの設計ミスで甘い施工になり、地滑りが起きたものとも考えられます。

よって、今回約1億2,000万円をかけての補修工事を行っても、再び同じか所、もしくは、別のか所での事故が起こる可能性もあり、極めて危険だと思います。

まずは、できるだけ早急に確かな原因を明らかにした上で、工事に移るべきとしまして、この予算案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論のある方。

次に、反対の討論のある方。

討論はないようですので、終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は賛成多数です。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第19号「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第19号「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ

27億3,785万9,000円とするもので、前年度当初予算額に対し2億843万7,000円の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億5,023万5,000円、国民健康保険事業費納付金6億8,385万円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億5,270万5,000円、保険給付費等交付金の県補助金19億9,895万9,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第20号「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第20号「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ

5億6,525万1,000円とするもので、前年度当初予算額に対して

3,512万8,000円の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億3,832万円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億1,498万1,000円、一般会計繰入金

1億5,025万4,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンによる行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(荒牧 泰範) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(荒牧 泰範) なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで概ね1時間がたちましたので休憩に入りたいと思います。

11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時08分

○議長(荒牧 泰範) 宣告前ですが、全員おそろいですので再開いたします。

日程第19、議案第21号「令和7年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第21号「令和7年度篠栗町水道事業会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は6億4,560万5,000円に対し、支出の予定額は6億2,967万4,000円となり、1,593万1,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額1億8,731万円に対し、支出の予定額を3億1,164万1,000円とし、資本的支出額に対し不足する

1億2,433万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億629万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,804万1,000円で補填されます。

次に、第5条において、継続費について、第1浄水場設計・建設工事費として、令和7年度0円、令和8年度1億7,050万円、令和9年度1億6,000万円、

令和10年度1億4,600万円の、4年間合計28億7,650万円の継続費を計上されております。

次に、第6条において、債務負担行為について、第1浄水場 運転維持管理業務委託、令和9年度から令和25年度、12億5,290万円を計上されております。

最後に、第7条において、企業債について、企業債の限度額は、配水管及び施設等建設改良工事費1億8,731万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第22号「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第22号「令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」本議案は、令和7年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額は8億8,575万9,000円に対し、支出の予定額は8億8,202万2,000円となり、373万7,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額を3億6,715万9,000円に対し、支出の予定額を5億8,585万1,000円とし、資本的支出額に対して不足する2億1,869万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,138万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額658万6,000円、減債積立金6,072万円で補填されます。

最後に、第5条において、企業債について、企業債の限度額は、流域下水道事業債5,680万円、資本費平準化債1億5,000万円、下水道事業債特別措置分3,800万円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は全員賛成です。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第23号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第23号「財産の処分について」本議案は、令和6年9月20日に買戻しを行った篠栗北地区産業団地事業用地6において、工場等の用地として、売却することについて、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地の所在地は、篠栗町彩り台346番14。地積は、5,459平方メートル。売却金額は、2億8,706万7,871円。売却方法は、随意契約。売却の相手先は、福岡市東区松島五丁目17番25号、アトム株式会社 代表取締役 花田 利喜 であります。

当該用地の売却の相手方であるアトム株式会社は、1985年に設立された食肉事業や食品加工事業、外食事業等をなされている会社で、近年では「とんかつあんず」や直売所等の店舗を国内外に多数展開もされているとのことであります。

令和6年8月の臨時会において、事業用地2を、財産の処分売却した同一の相手先であります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介をいたします。

「事業用地2と6で本社機能と附属の工場ということであるが両方とも工場になるのか」との質問に対し、「当初、事業用地2は工場のみ予定でしたが、今回の案件により、事業用地2において本社機能及び工場で大がかりなものになり、事業用地6では物品販売及びレストランなど、建築する計画になってい

る」との回答でありました。

また、「特約条項の内容は、すぐに移転することが難しい記載になっているが購入相手との協議で進出の目途はどうなっているのか」との質問に対し、「事業用地2を売却の際は3年を目途にとのことであったが、今回の件にて本社機能を付随することになり、大がかりになることから計画の練り直しとのことであり、事業用地2の進出見込みは令和8年12月を考えているとのことであるが、若干遅れることも視野にあり、事業用地6はその後になる見込みである」との回答でありました。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、発議第1号「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は、全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思いますこれに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 朗読いたします。

発議第1号篠栗町議会 議長 荒牧 泰範 殿、「篠栗町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会 会議規則（昭和39年議会規則（第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月3日、（提出者）篠栗町議会 議員 古屋宏治。

（賛成者）篠栗町議会 議員 今長谷武和、村瀬敬太郎、栗須信治、品川静、横山和輝、門馬良、太郎良、吉本文枝、浦野雅幸、崎山佐穂。

（提出理由）「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定を整備するため。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの発議に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

それではただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果は、全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで「私の一身上のことにつきまして」を議題といたしたいと思っておりますので、つきましては、議長の職務を副議長と交代させていただきます。

副議長、議長席へお着きください。

○副議長（古屋 宏治） はい、ただいま議長から通告がありましたとおり、私が議長の代役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいま荒牧議長から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長の辞職について」の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、「議長の辞職について」の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荒牧議長の退場を求めます。

議会事務局長に辞職願の朗読をさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 辞職願、今般議長としてこれまで職務に全力を尽くしてまいりましたが、議会のさらなる発展のためには新たな視点やリーダーシップが必要と考え任期途中でありますが、ここで後進に道を譲ることが最善であると判断いたしました。

つきましては、篠栗町議会議長を辞職いたしたいもので、許可することを願い出ます。

令和7年3月13日、篠栗町議会副議長 古屋宏治 殿、篠栗町議会 議長 荒牧泰範。

以上でございます。

○副議長（古屋 宏治） お諮りします。

荒牧議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、荒牧議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

荒牧議員の入場を求めます。

荒牧議長の辞職については許可することに決定いたしました。

報告を終わります。

ただいま、議長が欠けましたのでお諮りします。

議長選挙を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2、選挙案第1号「篠栗町議会議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（古屋 宏治） ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、崎山佐穂議員、浦野雅幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票用紙に記入をしてください。

はい、投票箱の点検を行います。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（水江 靖浩） 1 番、崎山佐穂議員。

2 番、浦野雅幸議員。

3 番、吉本文枝議員。

4 番、門馬良議員。

5 番、太郎良瞳議員。

6 番、横山和輝議員。

7 番、品川静議員。

8 番、古屋宏治議員。

9 番、栗須信治議員。

1 0 番、村瀬敬太郎。

1 1 番、今長谷武和議員。

1 2 番、荒牧泰範議員。

○副議長（古屋 宏治） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

崎山佐穂議員と浦野雅幸議員は開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 1 2、有効投数 1 2、無効投数 0 票でございます。

有効投数のうち、古屋宏治議員 1 1、村瀬敬太郎議員 1 票でございます。

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の 4 分の 1 ですので 3 票でございます。

よって、古屋議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（古屋 宏治） はい、ただいま議長に当選いたしました私古屋に対し、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

高いところから失礼いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいま御推挙頂き、議長を拝命いたしました古屋宏治でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議決機関である、議会の長の責任は極めて重大であり、大変身の引き締まる思いでございます。

開かれた議会、活力のある議会に努めてまいりたいと考えております。

荒牧前議長はじめ、歴代議長各位が残された輝かしい歴史をしっかりと、受け継ぎ、議員の皆様、また、三浦町長をはじめ、執行部の皆様のお力をお借りしながら、さらなる篠栗町の発展のため、また、町民の皆様のお要望にお応えできるよう鋭意努力してまいりますので、今後とも御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

はい、ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、「副議長の選挙」の件を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3、選挙案第2号「篠栗町議会副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（古屋 宏治） ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に崎山佐穂議員と浦野雅幸議員を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票用紙に記入してください。

投票箱の点検を行います。

事務局長、立会人の確認をお願いいたします。

以上なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

はい、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（水江 靖浩） 1 番、崎山佐穂議員。

2 番、浦野雅幸議員。

3 番、吉本文枝議員。

4 番、門馬良議員。

5 番、太郎良瞳議員。

6 番、横山和輝議員。

7 番、品川静議員。

8 番、古屋宏治議員。

9 番、栗須信治議員。

10 番、村瀬敬太郎議員。

11 番、今長谷武和議員。

12 番、荒牧泰範議員。

○議長（古屋 宏治） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

崎山佐穂議員と浦野雅幸議員は開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12、有効投数 12、無効投数 0 であります。

有効投数のうち、村瀬敬太郎議員 5 票、荒牧泰範議員 4 票、栗須信治議員 2 票、品川静議員 1 票でございます。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は有効投票総数の 4 分の 1 でございますので 3 票でございます。

よって、村瀬敬太郎議員が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古屋 宏治） ただいま副議長に当選されました村瀬敬太郎議員に対し、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人村瀬敬太郎議員の副議長承諾とその御挨拶の発言を求めます。

○議員（村瀬 敬太郎） ただいま選挙におきまして、副議長に選任されました村瀬でございます。

このたびの荒牧議長の辞任は、私ども議員にとっても予期せぬことでもございました。

後進に道を譲られるということでございましたので、これからも御指導をよろしくをお願いいたします。

これまでの御苦勞に敬意を表するものでございます。

新たに古屋議長のもと、町政の発展と住民の皆様の福祉の向上のため、誠心誠意努力をしまいる所存でございます。

また、議会が円滑かつ公正に運営されるよう、皆様との連携を大切に、円満な議会運営に努める所存でございます。

どうぞ今後とも、御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上簡単でございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） ここで暫時休憩をいたします。

常任委員会及び議会運営委員会等の件をお諮りいたしますので、全員協議会室のほうにお集まりください。執行部の皆様は待機しておいてください。

再開は13時からといたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（古屋 宏治） それでは、本会議を再開いたします。

お諮りします。

「議長の常任委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに結審したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の常任委員会委員の辞任」の件を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し直ちに結審することに決定いたしました。

追加日程第4、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

この件については、地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま議長から通告がありましており、私が議長の代役を務めさせていただきます。

よろしくお願いたします。

ただいま議長からその職責上の理由で常任委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件を申出のとおり、辞任を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい、異議なしと認めます。

したがって議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代いたします。

○議長（古屋 宏治） お諮りします。

「議長の議会運営委員会委員の辞任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに結審をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして、「議長の議会運営委員会委員の辞任」の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに結審することに決定いたしました。

追加日程第5、「議長の議会運営委員会委員の辞任」を議題といたします。

この件については地方自治法第117条の規定によって、議長は除斥となりますので副議長に議長の職務を行っていただきます。

○副議長(村瀬 敬太郎) はい、ただいま議長から職責上の理由で、議会運営委員会を辞任したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件を申出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することを決定いたしました。

議長と交代いたします。

○議長(古屋 宏治) お諮りいたします。

「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

従いまして、「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」の件を日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定いたしました。

追加日程第6、「篠栗町議会総務建設常任委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

総務建設常任委員会の委員については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長によって指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

それでは、荒牧議員を総務建設常任委員会委員に選任いたします。

お諮りいたします。

「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに選任を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

したがって、**「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」**の件を日程に追加し、追加日程第7として日程の順序を変更し、直ちに選任を行うことに決定いたしました。

追加日程第7、**「篠栗町議会議会運営委員会委員の選任」**を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、議長により指名したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

それでは荒牧議員を議会運営委員会委員に選任いたします。

なお、議会運営委員会の正副委員長については、委員会での協議の結果、委員長に栗須信治議員、副委員長に品川静議員が選出されました。

また、文教厚生常任委員会の正副委員長については、委員会での協議の結果、委員長に吉本文枝議員、副委員長に引き続き太郎良瞳議員が選出されましたので、御報告いたします。

日程第23、**「常任委員会の閉会中の継続審査の件」**を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここでタブレットにメールを送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について質疑があれば受けたいと思えます。

質疑はありますか。

はい、ないようですので、質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがございましたら許可いたします。

○町長（三浦 正） はい。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和7年第1回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「副町長の選任について」、「篠栗町監査委員の選任について」の人事案2件、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、条例案2件、「財産の取得について」1件、「財産の処分について」1件、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」、「町道の認定について」、「町道の路線変更について」の3件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、専決処分を含む令和6年度補正予算7件、令和7年度当初予算5件、の上程いたしました23議案に全てにつきまして可決頂きましたことに感謝申し上げます。

本定例会は、言うまでもなく令和7年度篠栗町の事業計画を御審議頂く大変重要な議会でした。

予算特別委員会の中では、様々な御議論を頂きました。

令和7年度一般会計予算の御審議において、昨年来の雨で一部崩壊が見られた篠栗北地区産業団地の彩り台恒久法面対策工事について、法面崩壊の原因をしっかりと調査するほうが先ではないかとの御意見を頂きました。

崩壊の原因については、長期間にわたる経過観察と調査で一応の結論を見た上で対策工事の設計をし、工事の予算案を提出したものでございました。

全体が大規模な造成工事でしたので、今後別の箇所で崩壊の懸念はないものか、また、当初の造成設計・施工において問題がなかったかを改めて業者に問い、然るべき回答をもらうこととした上で、可決頂きました。

今後もしっかりと造成事業内容を検証し、丁寧に御報告してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、学校教育課や健康課、上下水道課における工事予算が全体的に高いのではないかと御質問も多く頂きました。

歳出の審議における課長からの説明の際には、予算額を計上する根拠をしっかりと理論立てて説明し、議員各位の御理解を得られるよう、今後とも指導してまいりたいと考えます。

歳入においては、寄附金の予算額4億円について、これは、ふるさと納税寄附金の減額案でございましたが、昨年度の予算から約3億6,200万円減額した予算としております。

篠栗町としては、令和7年度以降もふるさと納税寄附金事業をしっかりと攻めの姿勢で継続して取り組んでいくことで、これからの大事な財源として継続的に確保できるよう努めたいと考えております。

今後とも議会の皆様におかれましては、建設的な御意見を頂ければありがたいと考えます。

引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

予算特別委員会の中での御意見にもありましたように、今後は、当初予算を組むに当たっては、予算額の決定についてこれまでの以上に査定をしっかりと行い、限られた財源を有効に活用できるよう、予算編成に努めてまいります。

また、予算審議の際に頂いた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に

当たっては見直すべきところは補正案を議会にて上程させていただきました。

議会のチェックのもとに行政運営を行ってまいりたいと思います。

ただいま成立いたしました令和7年度予算に基づく事業計画を早期に実現するために、各課ともできるだけ仕事を前倒しにして取り組んでまいりますので、何卒よろしく願いいたします。

3月限りで退任される大塚副町長には、令和2年11月、当時副町長でありました松田秀幹氏が逝去されたことに伴い、令和3年4月から副町長に御就任頂きました。

篠栗町役場を定年退職後、福岡県介護保険広域連合粕屋支部事務長を経て、糟屋郡自治会館の事務局次長職として、糟屋地区全体の取りまとめをお願いしておりましたが、御無理をお願いして副町長を引受けていただきました。

篠栗町役場での長い職員としての御経験と、職員を取りまとめる統率力に幾度となく助けていただきました。

改めて感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

そして御苦勞さまでございました。

今後は、本定例会で選任頂きました、田村新副町長と力を合わせて職員の組織力をさらに高め、行政運営に邁進してまいります。

大塚副町長には今後も篠栗町の発展のために何かとお力を賜ることがあろうかと存じますが、その折には何卒よろしく願いいたします。

佐伯監査事務局長も本年3月をもって退任されます。

新設の監査事務局において、石内監査委員、今長谷監査委員と職員とのパイプ役をしっかりと行っていただき、局の体制づくりに御尽力頂きました。

誠にありがとうございました。

また、先ほど荒牧議長が、議長職はできるだけ多くの議員の方々に経験させたほうが良いとの御英断から、後進に道を譲るとして御退任されました。

振り返れば、私の5期20年間のうち大半が今泉議長と阿部議長のお2人に支えていただき行政運営に当たりましたが、様々な行政課題を解決する際に、議長が何とかしてくれるだろうと私自身頼り切ってしまう場面が幾度かありました。

荒牧議長の御就任によって、法に基づく議会運営を大前提に、議会において審議すべき事案、町長の執行権者として推し進めるべき事案の御判断等、明確にお示し頂き、議会運営をスムーズに行っていただきました。

おかげで、執行部としても再度、法律・関係法令・条例等を読み直し、緊張感を持って議会に臨むことができるようになりました。

なかでも、総務建設、文教厚生の両委員会においては、担当課長がしっかりと案件の内容を理解し説明すべきと、三役は委員会審議に入らないように改善を頂きました。

それまで委員会での説明で行き詰まったときに、三役に頼っていた課長たちが、委員会での自身の言葉で説明できるよう事前準備をして臨むことになりました。

この改善は、課長職としての責任感や、事務能力の向上に大いに役立ったと考えております。

また、本会議での的確な議事進行は、地方自治法をはじめ、関係諸法律・政令、条例等の理解に基づいたもので、リアルタイムで配信している現在の篠栗町議会の進行を見守る町民の皆様にとっても、安心してその中継を見ることができるようとなり、篠栗町議会へのさらなる信頼が生まれるとともに、篠栗町の行政運営の主体である執行部に対しても、信頼感が醸成されたものと確信しております。

一部の議員の皆様しか御存じないかもしれませんが、議長には、篠栗町議会のみならず、都市圏17市町で運営する都市圏議長会や須恵町外二ヶ町清掃施設組合はじめ一部事務組合での本町選出議員の取りまとめ及び一部事務組合の方針決定、あるいは福岡県介護保険広域連合粕屋支部運営協議会など、様々なお役目を担っていただいております。

荒牧議長とともに出席しております私から見ましても、寄り合い所帯の中で、ともすれば見逃しがちになる議案審議等での齟齬について、的確な御指摘を頂き、それぞれ改善がなされました。

長年の議員経験によって培われた見識によるこうした御指摘、改善に向けた御努力は称賛に値するものでございます。ありがとうございました。

この2年間、篠栗町議会のリーダーとして、あるいは私とともに篠栗町を代表として、各方面で御尽力頂き、誠にありがとうございました。

今後は、長期にわたる議員経験を大いに活かしていただき、全ての事案における御意見番として、篠栗町議会全体のさらなる発展のために、お力を賜りたいと願っております。

今後ともよろしく願いいたします。

今回誕生いたしました古屋議長・村瀬副議長での新体制におかれましても、引き続き篠栗町行政全般をチェックしていただくとともにしっかりとお支え頂き、町政の発展、篠栗町幹部職員のさらなる資質の向上に向けて御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに、篠栗町の発展に導く車の両輪として御尽力賜りますようお願い申し上げます、篠栗町議会令和7年第1回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時23分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会前議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

太郎良 瞳

篠栗町議会議員

横山 和輝
